

令和4年

三重県議会定例会会議録

(10 月 14 日)
(第 24 号)

令和4年

三重県議会定例会会議録

第24号

○令和4年10月14日（金曜日）

議事日程（第24号）

令和4年10月14日（金）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔代表質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	川	口	円
2	番	喜	田	健 児
3	番	中	瀬	信 之
4	番	平	畑	武
5	番	石	垣	智 矢
6	番	小	林	貴 虎
7	番	山	崎	博
8	番	中	瀬古	初 美
9	番	廣		耕太郎
10	番	下	野	幸 助
11	番	田	中	智 也

12	番	藤	根	正	典
13	番	小	島	智	子
14	番	野	村	保	夫
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	山	内	道	明
20	番	山	本	里	香
21	番	稻	森	稔	尚
22	番	濱	井	初	男
23	番	森	野	真	治
24	番	津	村		衛
25	番	杉	本	熊	野
26	番	藤	田	宜	三
27	番	稻	垣	昭	義
28	番	石	田	成	生
29	番	村	林		聡
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	今	井	智	広
37	番	日	沖	正	信
38	番	舟	橋	裕	幸
39	番	三	谷	哲	央

40	番	中 村 進 一
41	番	津 田 健 児
42	番	中 嶋 年 規
43	番	青 木 謙 順
44	番	中 森 博 文
45	番	前 野 和 美
46	番	山 本 教 和
47	番	西 場 信 行
48	番	中 川 正 美
49	番	舘 直 人

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野 明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主幹)	櫻 井 彰
書 記 (議事課主任)	長谷川 智 史

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	山 本 英 樹
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫

医療保健部長	中 尾 洋 一
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	中 野 敦 子
地域連携部長	後 田 和 也
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	野 呂 幸 利
県土整備部長	若 尾 将 徳
最高デジタル責任者	田 中 淳 一
デジタル社会推進局長	三 宅 恒 之
医療保健部理事	小 倉 康 彦
環境生活部廃棄物対策局長	小見山 幸 弘
地域連携部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携部南部地域活性化局長	下 田 二 一
雇用経済部観光局長	増 田 行 信
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員長	長 江 正
警 察 本 部 長	佐 野 朋 毅
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	紀 平 益 美

人事委員会委員	北 岡 寛 之
人事委員会事務局長	天 野 圭 子
選挙管理委員会委員長	中 西 正 洋
労働委員会事務局長	中 西 秀 行

午前10時0分開議

開 議

○議長（前野和美） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（前野和美） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る10月5日、戦略企画雇用経済常任委員会において、小林貴虎委員長の辞任を許可し、石田成生委員を委員長に互選した旨の報告がありました。

次に、人事委員会委員長から、職員の給与等に関する報告及び勧告がありましたので、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

代 表 質 問

○議長（前野和美） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。37番 日沖正信議員。

〔37番 日沖正信議員登壇・拍手〕

○37番（日沖正信） おはようございます。

議長の許可をいただき、本日、代表質問をさせていただきますいなべ市・員弁郡選挙区選出の会派新政みえ、日沖正信でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、質問に入ります前に、少し話を添えさせていただきますけれども、いちご一会とちぎ国体が閉幕いたしました。選手団並びに役員、関係者の皆様には本当に御苦労さまでございました。目標の天皇杯10位以内にはいま一步というところでございましたけれども、12位という大健闘の御活躍に、皆様と共に心からの拍手を送り、敬意を表したいと思います。

続いて10月29日からは、いちご一会とちぎ大会、第22回全国障害者スポーツ大会が開催されます。ぜひ、このいちご一会とちぎ大会においても、三重県選手団の大活躍を御期待いたしております。

また一方で、新型コロナウイルス感染症についてですが、今日は質問はいたしませんけれども、今回の第7波では、8月のピーク時には1日の新規感染者数が4000人を超えていくような事態となっただけで、医療や介護、福祉の現場などでは大変厳しい状況がまた起こっております。

逼迫した状況下で御尽力いただきました御関係者の皆さん方々には、心から感謝を申し上げる次第でございます。

現在は、減少傾向にあるようでございまして、入国の上限撤廃とか全国旅行支援なども始まり、改めて経済が活気づくことを期待しているところですが、また冬にかけて第8波も心配されます。これまでの教訓の下に、県民の命と健康を守る備えだけは早め早めで怠りがないように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

ここで、マスクを外させていただきます。

初めに、令和5年度の行政運営について、質問させていただきます。

一見知事は、昨年度9月に年度の途中で就任されておられまして、令和5年度は、知事の理想とする三重県を目指して、1年を通じて行政運営を手がけられる初めての年になろうかと思っております。

先月の知事の定例記者会見では、就任から1年を迎えられたことへの質問を受けられた中で、一見知事は、県行政の私なりの軸がはっきりしてきたと述べていると発言されておられました。

そこで、まず伺いたしますが、県行政の私なりの軸について、令和5年度の行政展開方針（案）や予算調製方針にどのような思いを込められておられるのか、質問いたします。

また、知事は就任以降、人口減少対策、観光振興などへの対応をはじめ、多様なニーズに応えるために、課の再編などの組織改正を行ってこられました。令和5年度は、強じんな美し国ビジョンみえとみえ元気プランの本格的なスタートの年度でございます。

さらなる一見県政の実現のためには、大胆な組織改正も必要だと思いますが、一見知事の目指す三重づくりを本格的に進めるために、今後の組織改正をどのように検討されておられるのか、お聞かせください。

さきの4日には、概要の説明もございましたけれども、一見知事の思われるところをもう少し踏み込んでお聞かせ願えればありがたいなと思っております。よろしくお願いたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 御質問にお答えさせていただく前に、いちご一会とちぎ国体、私も10月8日に応援に行っていました。

皆さんよく頑張っておりました。それぞれの選手が、私は三重県の誇りやと思います。昭和51年に、佐賀大会で9位に輝いたことがございましたけど、それに次ぐ成績ということで、皆さんよく頑張ってくださいました。

私は、三重県の人々が負けた試合も見てきました。私は、勝った人よりも負けた人に声をかけてあげたいという気持ちもありまして、うつむくなど、前を向いて歩いていきましょう、頑張りましょう、よく頑張ったと言ってあげたいと思います。

御質問いただきました県行政の軸についてでございます。

私の理想とする三重県をつくるというよりは、私は一定の考えを持ってい

ますけれども、県議会の皆さんの御意見を頂戴して、そして県で今まで働いてくれている県庁の職員の人たちのお声も聞きながら、よりよい、住みよい三重県をつくっていきたいという思いを持っています。

県行政の軸についての御質問がございましたけど、私は、以前からも申し上げていますが、一番大事なのは、やっぱり県民の命を守ることが行政の一番重要な使命であると思っています。例えば、災害の対応、議員から御質問いただきましたけれども、新型コロナへの対応、これをとにかくイの一番にやっていくということ。

それから、次いで、県民の命と同様に、あるいはそれ以上に大事か、どれも大事でありますけど、三重県を未来につないでいくために大事な子どもたちであります。この子どもたちを守るということの重要性についても認識したところでございます。

加えて、産業の振興も重要でございます。人口減少という三重県を洗っている大波、荒波に対応してあらがっていくためにも必要でありますけど、特に観光は、三重県は多くの観光資源に恵まれております。これをしっかりと生かしていくということが重要であると思っておりますので、今申し上げたような3点が主として重要な事項である、ほかのものも重要でありますけれども、そういったものが重要なものであるということで私自身は1年間、知事をやらせていただいて考えてきたところでございます。

そういった考えを今回の行政展開方針（案）と予算調製方針に込めさせていただいたつもりでございます。これにつきましては、前回、全員協議会でも御説明させていただきました。

行政展開方針（案）には、先ほど申し上げました子どもたちへの支援でございますとか、あるいは災害への対応、新型コロナウイルス感染症への対応、そして産業、観光の振興といったものを七つの柱の中に入れて込んでおります。

加えまして、予算調製方針につきましても、県民の命を守る取組、子どもの育ちや子育ての支援に関する取組、観光振興の取組につきまして、要求額に上限を設けておりません。所要額要求を認めるということでやっておりま

すので、重点化していきたいと考えております。

それから組織について御質問をいただきました。

組織については、この4月からの組織の再編で、人口減少に関しましては、一つ、新たに課を設けています。それからカーボンニュートラルについても組織を設けていますし、観光に関しても課を増やしておりますし、それから防災関係も新しい課をつくっております。

こういった形で、着々と議論していくための土台づくりをやってきたと
思っておりますけれども、今度、また来年度の組織についてもしっかりと考
えていきたいと思っております。

そのときには、私は、重要視しておりますのが四つございまして、何より
も、まず組織をつくるに当たっては、県民のために働く組織でなければなら
ない、県民オリエンテッドの組織であるということ。それから、課題を解決
するために必要な組織をつくっていくというのが2番目。3点目は、組織は
どうしても縦割りになってしまいます。これはしょうがないんですけど、県
庁の組織全体が総合力を発揮できるような組織にしていきたいと思ってお
ります。4点目は、そこで働く人が働きやすく、達成感を持って仕事がで
きる組織、ライフ・ワーク・バランスに配慮した組織づくりをしていきたく
と思っております。

昨年度の末に、庁内に組織機構検討会議を設置しております、検討して
もらっています。そうした職員の皆さんの意見も聞きながら、適切に組織づ
くりをしていきたいと考えているところでございます。

〔37番 日沖正信議員登壇〕

○37番（日沖正信） どうもありがとうございました。

4日にも説明があった中で、なかなかそれ以上のところまでというところ
をお答えいただくのは、今のところ限度もおありなのかなと理解もさせてい
ただきながらですけれども、軸というものが、県民の命を守るとか、子ども
たちのことであるとか、観光をブラッシュアップさせるとか観光に力を入れ
ていくとかいうところ、これは予算調製方針では、ちょっと格差という言葉

を今あんまり使ったらあかん、ちょっとデリケートらしいですけども、三つを優先していくみたいな、三つを優先していくように、この重点も言っておられたので、それに話が合っているなと解釈させていただきました。

それと、組織については、まだなかなか具体的には今日の段階ではおっしゃっていただけないのかなと思いますが、特におっしゃった中で、縦割りの弊害をなくして総合力で取り組める組織ということを言われたところに期待したいと思います。縦割りの弊害というのは、これはいつまでも、なかなか言っても、どうしてもやっぱり縦割りというのが難しいところであって、ぜひ新しい一見知事が、そういうところを克服した、総合力をより発揮できるような組織にしていっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

二つ目、戦争のない平和な社会に向けてということで質問いたします。

ここで二つ質問があるんですが、その一つ目ですけども、国際交流を通じた平和への貢献について、お聞きしたいと思います。

議会の質問では、これまでも、舟橋裕幸議員、中村進一議員、山本里香議員、山本教和議員など、多くの先輩議員の皆様が、今のこの穏やかならぬ国際情勢を踏まえまして、平和政策や戦争というものへの考え方を質問されて、知事も様々な角度からお考えを述べられておられました。

一見知事は、海上保安庁で安全保障に関わる職務を担われた御経験者であるからこそ、一見知事の平和への思いとか政策への関心が多くの議員の皆さんにおありなんだろうと思います。

いまだウクライナにおける戦争は続いています。また、世界全体に目を向ければ、民族や宗教的な理由などで、局地的な紛争も含めると、どこかの国、どこかの地域で常に戦争は起こっており、絶えることはありません。

戦争というものは、多くのものを無慈悲に破壊し、多くの人の貴い命を奪います。ニュースや報道番組などの映像に映し出される何の罪もないのに犠牲となった市民の亡きがら、戦火の中を逃げ惑う人たち、特にあどけない子どもたちが泣き叫び、途方に暮れている光景が映し出されますと、本当に胸

が痛み、今すぐ戦闘を止める手だてではないものかと、祈らずにはられません。

一方でまた、武器を持って戦わなければならない一兵士も、本来は、ほとんどの人は家へ帰れば、善良な一市民のほすでございます。使命とはいえ、戦闘で亡くなっていかれる兵士の命も当然同等に貴いものであり、戦争さえなければ亡くなることのない命でございます。

最近、ロシアが兵力補充のための動員令を出したところ、抗議をしたり、逃げ出したりする人が出てきているニュースが流れています。誰しものが、いざ現実に自分のことになると、できるなら死にたくないのは同じであります。

戦争が現実に行われていることを考えれば考えるほど、戦争とは誰のために、何のためにするのか。人を悲しませ、苦しめ、殺し合いをさせ、何の罪もない、何千、何万、何百万の命を奪う戦争を起こしてまで、得られるような利益など我々一般の人間には全くあるはずもないと私は思います。

しかしながら、いまだ戦争は世界中のどこかで繰り返されており、我々が願う世界の恒久平和は、今の国際情勢の状況ではまだまだ程遠いようでございます。

我が国においては、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とし、憲法において、国際紛争を解決する手段としての戦争は放棄しております。しかし、そのような平和を希求する日本の周りにおいてさえも、国際情勢に緊張が高まっていることが伝わってまいります。どうか、我が国が、国を守るために戦わなければならない事態が絶対に起こらないことを願わずにはられません。

昨年の中村進一議員への平和に対する思いの答弁の中で、一見知事は、戦争を起こすか否かは政治の覚悟で、決して戦争を起こさないという決意を持って政治に当たらなければいけない、とおっしゃっておられました。

私は、その言葉に、政治家としての平和を希求するその精神に、大変心強

く感じさせていただきましたし、私たちも、戦争のない平和を求めて、さらに努力を重ねていかなければと改めて思いを強くさせていただきました次第でございます。

そこで、県としても平和に貢献を何らかできるのではないかとの思いから、知事にお聞きいたしますが、昨年10月の舟橋議員の平和政策についての質問に対する答弁の中で、戦争の回避のためには、平時からの国際交流も必要でございます、外交面において、あらゆる手だてを講じるということが重要だと考えています、と述べておられましたし、今9月定例会議の知事提案説明で国際情勢について述べられた中でも、人と人との交流を促進して相互理解を深めることが重要という考えの下、友好・姉妹提携先や、太平洋島嶼国等との国際交流に取り組んでいきます、とも述べておられました。

そこで知事にお聞きいたします。

世界各地で戦争や紛争が絶えず、世界の分断がより進むような不安な中で、外交だからということで国ばかりに任せるのではなく、自治体においても、経済連携や友好姉妹都市の協定締結などに積極的に取り組むことを通じて、人と人とのつながりをつくり、相互理解を深めることが、ひいては平和への一歩につながるのではないかと思います。

このことについて、知事のお考えを改めてお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 観光は、平和へのパスポートという言葉があります。これは、かつて私が観光行政に携わっていたときに言われていた言葉であります。

なぜ観光が平和へのパスポートなのかということでもありますけれども、観光というのは、我々が外国に行く場合もそうです、国際観光のことですけど、外国の人が日本に来られる場合もそうですけど、文物だけを見るわけではありません。そこにおられる方々とふれあうことがございます。相手の国の人がある人なのかというのを日常生活でふれあうと、その国の人と殺し合い

をしたいという気持ちはなくなってくるということがあるので、観光は平和へのパスポートという言葉があったんであろうと思っております。

ただ、平和、平和と言っている、平和は維持できるわけではございません。政治家には政治家の覚悟があります。また、多くの国民、県民の皆さんに平和を維持していくための努力もお願いしないといけないと思っております。

そのために地方行政ができること、大きく言うと私は二つあると思っております。

一つは、戦争の記憶を絶対に風化させてはいけないということであります。そうした啓発活動を継続的にやっていくのが、我々地方行政に課せられた大きな使命の一つであらうと思っております。

もう一つは、平時から人と人の交流を通じて、国際的な感覚、特に若い人たち、子どもたちにもお願いしたいと思っておりますけれども、相手の国の人を理解する、あるいは日本人のことを理解してもらう。そういったことを支援していくのが、地方行政2番目の使命であらうと思っております。

議員御指摘のように、国においては、外交、あるいは安全保障、経済協力というようなところで、国家間の交流は行っていますが、人と人のふれあいという意味では、やはり地方行政が果たすべき役割は国よりも重い、大きいと思っています。

県による国際交流をそういった思いで、今までも三重県はやってまいりました。より具体的できめ細かな交流ができていると思っています。例えば、農業の分野もそうですし、産業の分野もそうです。教育の分野もそうです。先ほど申し上げた観光は言うまでもありません。

そういう意味で、三重県では四つの国・自治体と姉妹提携、友好提携を締結しておりますし、今コロナ禍でなかなか実現できていないんですけれども、コロナ禍がある程度収まってきたら、そういった交流も進めていきたいと思っています。

今年の5月に、第2回太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク会議を

志摩市で開催しました。残念ながら外国からはおいでいただけませんでしたけど、日本におられるそれぞれの国の大使、6か国の大使に来ていただいて、三重県のよさ、三重県の行政の取組につきまして、御理解をいただいたところでございます。

そういった交流を続けていくのは非常に重要だと思いますし、来年、志摩市でG7交通大臣会合が開かれることが決定しました。これは、国の行事ではありますけれども、開催県は非常に光が当たります。そこで、できれば先日も来られた国土交通大臣に、三重県の若い人たちにそういった国々との関係について理解していただくようなイベントをお願いしたいと申し上げたところでございます。

これからも人と人との相互理解を促進して、それが平和につながっていくような活動を続けていきたいと考えております。

[37番 日沖正信議員登壇]

○37番（日沖正信） 知事の御答弁ありがとうございました。

2点あるということで、一つは、戦争の教訓を風化させないということ、これはまだまだこれからもいろいろ議論させていただかなければならないことが出てくるんだろうと思いますけれども、もう相当、戦後77年ということで、風化が大変激しゅうございます。そういうところを何とか風化させないようにお取組を期待いたしたいのと、それともう一つは、今、質問さしあげました相手国を理解する人と人との絆、つながりを深めていくということ、どうかもう一つ、そのところをこれから一見知事に期待させていただきたいと思っておりますので、そういう積極的な取組を通じて、自治体としても平和への貢献を果たしていただければありがたいなと期待させていただいて、この質問を終わらせていただきたいと思います。

次なんですけど、同じ質問の二つ目なんですけれども、三重県国民保護計画に基づく取組について、お聞きしたいと思います。

できることならば、考えたくも、想像したくもないことではありますけれども、有事となれば、一般市民の我々も深刻な影響を受ける事態となる可能

性は否定できません。

平成16年9月に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が施行され、都道府県は、武力攻撃事態や大規模テロの際に被害を最小限にとどめ、県民の生命、身体及び財産を保護するために、住民の避難に関する措置や避難住民の救援などの大変重要な役割を担うこととされました。

それにより、三重県でも円滑に国民保護措置を実施することができるよう、平成18年に国民保護に関する三重県国民保護計画を作成され、平成30年には、訓練、避難施設の指定、住民に期待する行動等について、弾道ミサイル攻撃を想定した、より具体的な変更がなされました。県内市町におかれても同じく市町の国民保護計画が策定されています。

ここで一つパネル、映像をお願いしたいんですけども、（パネルを示す）県のサイトには、弾道ミサイル落下時の行動についてという、このような啓発物が掲載されています。

しかしながら、なかなか三重県でも、市町でも、全国瞬時警報システム、Jアラートの伝達訓練は行われておりますけれども、実際の避難訓練などは、過去に1回あったかと思うんですけども、ほとんど行われていないですし、県民の関心も大規模な地震などの自然災害への備えと比べれば、関心は全く低いというか、できることならこういう怖いことにあまり関心を持ちたくないということがあるか分かりませんが、おのずと武力攻撃への備えについては意識が薄いのが実情ではないかと思っております。パネル、ありがとうございました。

しかし、今、残念なことでありますけれども、先ほども申し上げましたように、ウクライナの戦争は続いておりますし、現に10月4日には、北朝鮮の弾道ミサイルが日本上空を通過していく事件もございました。7年ぶりということでございましたけれども、また、その際のJアラートにおいて、警戒の必要のない地域にも避難を呼びかける情報が発信されるという国のシステム上の不具合も発生しています。そしてまた、我が国においては、変化する国際情勢の中で、国防力の強化も進められようとしているのも現状でござい

ます。

そのような情勢を踏まえまして、戦争の現実には人々の意識が向いている今、我々もいざというときに命をどのように守るのか、その備えを改めて確認と検証をし、足らざる部分は強化し、県民の命を守るためにさらにしっかりとした取組を進めていってほしいと考えます。

いざ有事となれば、我々一般国民も当然計り知れない危険にさらされる可能性は否定できないことでありまして、お互い、誰もが命を守るできる限りの行動を取れるようにしておく必要があります。

そこで、以上のようなことを踏まえてお聞きいたしますけれども、現在の三重県国民保護計画にのっとり、まずの攻撃として想定される弾道ミサイル等に対しては、どこへどのように避難し、安全に身を守るのか、また、爆風等から命を守る堅牢な建物や地下避難施設等が実際にどこにあるのかなど、もっと県民の皆様へ啓発し、いざというとき、まず弾道ミサイルのような第一撃から命を守れるように、現実には起こった場合を想定した訓練を県民の皆さんと共に行っておくべきと考えますし、それが一つの県の責務と考えますが、知事の見解をお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 今朝も、北朝鮮は日本海に向けて、日本のEEZの外に着弾したようではありますが、弾道ミサイルを発射したということでありまして、今年になってから確認できているだけでも、41発の弾道ミサイルを発射したということでもあります。

弾道ミサイルは、地球の自転がありますので、巡航ミサイルとは異なって大体東側に撃ちます。北朝鮮から撃つと、日本でいいますと東北の上空を飛ぶことが多いんです。10月4日もたしか東北、北海道の間を通過していったと思いますけど、ただ南に撃つことも可能でありまして、過去2回だったと記憶していますが、北朝鮮は南にも撃っておりまして、そのときは沖縄県にJアラートが出たということでございます。

いつそういうことが起こるかもしれないと、治にいて乱を忘れずというの

は、我々行政に携わる者にとって必要な資質でありますし、そういった対応をしていかなきゃいけないのは議員御指摘のとおりであります。

国民保護法第43条におきまして、政府は、国民に対する啓発に努めなきゃいけないという規定がございます。

これで、県としましても、県民の皆さんに対する啓発を行ってまいりました。ホームページによる啓発ですとか、防災みえメールを通じた啓発をしております。防災みえメールは、現在のところ、9月末時点で4万1600人余の方々が登録していただいていますので、こちらに、もしミサイルが飛んだというときでありましたら発信しております。

なお、今ですが、県有施設の展示コーナーで、国民保護の仕組みでございますとか、弾道ミサイルが発射されたときにどういった行動を取るのかということを表示するために準備しているところでございます。例えば、屋外におられたら、近くの建物か地下に避難してください、建物のないところでありましたら、地面に伏せて頭部を守ってくださいというようなことの展示を準備しております。

また、住民の避難訓練でございます。御指摘を頂戴しましたが、平成19年度から13回の国民保護訓練を実施しましたが、ミサイルの訓練は御指摘のように、平成29年度に1回実施したというものでございまして、それから実施しておりません。できるだけ早い時期に弾道ミサイルを想定した訓練を実施したいと思っております、これは市町と調整が必要でございますので、調整を進めていきたいと思っております。

また、Jアラートにつきましてでございますけれども、今回10月4日でJアラートの不具合が報告されております。大きく言うと二つ、一つは、誤発信の地域があったということでございまして、これは訓練情報、以前のものを消していなかったという、これはJアラートを発出する国のほうの誤りでございます。それから、北海道と青森県の一部の市町で防災行政無線による情報データに支障が生じた。これは自治体側の話でございますので、直ちに確認を県としてはしております、県内の市町へJアラートの設定を確認し

まして、点検を市町で実施してもらいました。その結果、異常がないということを確認しております。こういうJアラートは、正常に作動してこそということがございますので、日頃からの点検も重要でございます。

また、地下施設につきましては、平成29年に、国民の保護に関する基本指針という指針、これは国で定めますけど、それが一部変更されまして、それまでは都市部においてのみ地下街や地下駅舎を避難場所として指定するというので、それが変わりまして、都市部に限らずに指定しなさいということで、現在、三重県では60の施設を指定してございます。

主として、県とか国が管理している道路の地下通路でございますが、それ以外のものにつきまして指定するべく、県有施設の地下については、この年内を目途に指定すべく、今、作業をしております。

また、市町所有施設の地下施設も調査して、これは年度内を目途に指定したいと考えています。

民間施設に関しましては、地下に持っておられるところあるんですけども、これは所有者の同意が必要だと、当然でございますが、そういった同意につきまして、それが得られたら順次指定していきたいと考えているところでございます。

〔37番 日沖正信議員登壇〕

○37番（日沖正信） ありがとうございます。

再質問まではさせていただきますけれども、いろいろ危機管理についてはもう専門の知事でございますので、今の御答弁でいろいろこれから前向きに準備も進めていただくお考えのようですし、また訓練についても必要だという認識で考えていただいております。本来でしたら、そういうことを想定したようなこんなことはないほうがいいんですけども、やっぱり命を守るということについては、やむを得ないことでございます。どうかこれからよろしく、改めてお願いいたしたいと思っております。

時間もございますので、次に進ませていただきます。

三つ目の質問です。人口減少対策について、質問いたします。

一見知事は、人口減少の状況に対して、今日までの取組が総合的には成果につながっていないことも踏まえて、改めて強い危機感を持たれて、全庁を挙げて人口減少を総合的かつ強力に推し進めると表明され、令和4年度を人口減少対策元年と位置づけ、最も重点的な課題の一つとして、早々から取組の強化を図られておられます。

これまでのまち・ひと・しごと創生総合戦略の検証や、より詳細な調査分析でのエビデンスに基づく効果的な対策、先進地事例などの詳細な調査などにより、効果ある政策、施策に取り組むべく、まず今年度は新たな組織づくりや、協議機関、市町との連携体制を整えられたわけですが、さらには、新たに人口減少対策方針を策定し取り組まれるということで、いよいよ令和5年度からは、知事が重点施策として打ち出された人口減少の問題への成果に向けて、新たな取組も見え始めてくることと大いに期待させていただいておるところでございます。

さきの6月定例会議における我が会派の下野議員の人口減少対策についての質問で、これまでの人口減少対策の総括評価を求める質問に対し、部長からの答弁では、これまでの検証を進めている中で、成果につながらなかった理由として、大きく三つあるという考えを示されておられました。1点目は、若者、特に女性の転出超過が多いことや、未婚化・晩婚化への対応が重要であるといった課題を把握していたものの、それらの解決に向けて、集中的・効果的に取り組めなかったということ。2点目としては、人口減少の要因を探り、より効果的な取組につなげるためには詳細な調査や分析が不可欠でしたが、十分ではなかった。3点目としては、もっと国や市町と一緒にやって取り組むことが必要でしたが、連携が不足していたというような点を挙げてのお答えでございました。そしてその上で、国内外の先進事例についても広く調査を行い、取組に反映していきたいとお考えも述べておられました。

そこで、まず今後策定される人口減少対策方針に込める知事の思いをお聞かせください。また、今年度中に取りまとめるとされている方針について、

現在の状況、タイムスケジュールを教えてください。さらにまた、人口減少対策はすぐに成果が表れにくいものであることは十分承知しているつもりでございますけれども、新たに人口減少対策方針を示して取組を進める以上、その成果を明らかにし、県民にも分かるよう取組の改善につなげていく必要があるのではないかと思います。そこで、進捗管理や評価などについてどのように考えておられるのか、また、みえ元気プランとの関係についても、お伺いいたしたいと思います。また、加えて、まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係についてもお聞かせください。

以上、お願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 人口減少に関しましては、これは、我々三重県に住んでいる人間に日々痛みが感じられるというものではありませんけれども、確実に県の力を奪っていく静かな脅威であると考えております。

令和2年の国勢調査の結果は、5年前の平成27年の国勢調査と比べまして、県全体の人口の減少率は過去最大の2.5%ということであります。

若い人が県外に出ていって、戻ってきてくれたらいいんですけど、こんなええところはないのでぜひ戻ってきてほしいと言っていますけど、なかなか戻ってきていただけない現実であります。これをどうやって戻ってきてもらうようにしていくのか、これは我々に課せられた大きな使命であるとも考えております。県外への転出超過数に占める15歳から29歳の若者の割合が8割を超えております。この人たちに、こんなええところにぜひ戻ってきてほしいということをしっかりと行っていかないかと思っております。

対策は、自然減の対策、それから社会減の対策、二つございます。今日は詳しくお話し申し上げませんが、これを両輪としてしっかりと我々取り組んでいきたいと思っております。

今年度に入りまして、これらの人口減少対策をしっかりとやるんだということ掲げて行政を展開しております。もう既に、市や町の人たちと一緒に、先進地域と言われているところに調査にも行ってもらっています。

それから、市や町の皆さんとの連携をする必要があります。市町との連携をする必要がございますので、これにつきましても会議を立ち上げて、議論してございます。

今後、具体的な対策の検討を入れ込んだ三重県人口減少対策方針というものをつくっていきたいと考えております。年度内をめどとして、つくっていきたいと考えます。

それによって、人口減少のスピードを少しでも緩やかにして、県民の皆さんが未来に希望を持って、幸福を感じながら、元気に、安全・安心に暮らすことができるようにしていきたいと考えております。

〔安井 晃戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（安井 晃） 私からは、人口減少対策方針の策定に向けた取組状況や進捗管理の考え方についてお答えいたします。

人口減少対策につきましては、本年4月以降、先ほど議員からも少し御紹介がございましたが、有識者や県内の若者、地域おこし協力隊の方々などと広く意見交換を重ねるとともに、統計データの収集・分析を進め、本県の人口減少の要因の検討や課題の抽出に取り組んできました。

また、市町との連携が大変重要であります。知事からもお話し申し上げましたが、県内全ての市町が参画するみえ人口減少対策連携会議を6月に立ち上げて意見交換を行うとともに、希望する市町と共に千葉県流山市や兵庫県明石市を訪問し、先行事例の調査なども行ってきました。

さらに、こうした取組と並行しまして、これまでの県の取組について検証を行い、実効性のある対策の検討を進めてきました。

去る10月3日には、知事と関係部局長等で構成する人口減少対策推進本部を開催しまして、調査分析の結果や課題を共有するとともに、今後の人口減少対策推進の基本的な考え方を確認したところでございます。

今後は、調査分析や市町との意見交換の取組を継続するとともに、県外の若者へのアンケート調査など新たな取組も実施しながら、対策の内容について検討を深め、年度内に三重県人口減少対策方針を策定したいと考えており

ます。

みえ元気プランとの関係でございますが、この方針は、みえ元気プランの7つの挑戦に掲げた「人口減少への総合的な対応」に関しまして、関係部局が課題を共有しながら、連携して人口減少対策に取り組むための取組の方向性や具体策を取りまとめるものでございます。

次に、方針の進捗管理の考え方でございますが、毎年度、成果や課題を評価・検証し、取組の改善や新たな事業構築につなげることで、より効果的な対策とするため、PDCAサイクルによる進捗管理を行ってまいります。

評価・検証に係る指標としまして、自然減対策においては合計特殊出生率、社会減対策においては転出超過数を設定する方向で検討しているところです。その際、人口の動向は、個人の価値観やライフスタイル、社会情勢の変化に大きく影響を受けること、また、県の取組だけでなく国や市町、企業など様々な主体の取組が関係してくることから、そういった指標は、数値目標ではなくて、モニタリング指標として設定していきたいと考えております。

また、対策として実施する主な取組につきまして、KPI、重要業績評価指標を設定する必要があると考えておりまして、今後、庁内で議論を進めていきたいと思っております。

最後に、まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係でございますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、法律により国の総合戦略を踏まえ策定することが地方に求められているものでありまして、県では、これまで国の第1期、第2期の総合戦略策定に合わせて県の総合戦略を策定してきておりますけれども、令和4年度は三重県行政展開方針と一体化して取り組んでいるところでございます。

こうした中で、今年度に入って国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に見直し、それに代えて新たにデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定するという方針を打ち出しました。

このことに伴いまして、都道府県に対しても新たな戦略の策定が求められることとなります。今後、法律が改正され、戦略策定に関する詳細な事項が

示されると考えておりまして、国の動きに合わせて、具体的な対応を検討してまいります。

以上です。

〔37番 日沖正信議員登壇〕

○37番（日沖正信） ありがとうございます。

この質問の中にいろいろ組み込んでしまいましたので、たくさん答えていただきましたけれども、国のほうの動きをちょっとまた見ながらということでございますけれども、ぜひ、これがもう少し具体的になってくれば、またこの議会でいろいろさらに議論させていただきながらということになってくるんでしょうけれども、進捗管理、評価などもしっかり考えながら進めていただいて、PDCAサイクルなどの評価も取りながら進めていただけるということでございますので、より県民に分かりやすく、そして成果につなげていただけるように期待して、この質問は終わらせていただきたいと思っております。

それでは、四つ目なんですけど、次に、三重県地球温暖化対策総合計画における「気候変動への適応」について、質問いたします。

国においては、令和2年10月に、2050年までにカーボンニュートラルを実現すると宣言し、その後、2030年度には温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減するという中期目標を打ち出し、本年4月には、脱炭素社会を実現するために改正された地球温暖化対策の推進に関する法律が施行されました。

それに合わせて、県も、3月に策定した三重県地球温暖化対策総合計画を今年度内に改定すべく取り組まれているところと聞いております。

国は大変厳しい積極的な目標を掲げておりまして、地方もその実現に向けて取り組んでいくことは大変なことだとお察ししておりますが、既に今日、水資源への影響や集中豪雨等による自然災害の発生、農林水産業、自然生態系、さらには熱中症の増加といった私たちの健康の分野や産業経済まで、あらゆるところに気候変動が影響を及ぼしており、より一層の実効性と効果のある改定となることを期待するところでございます。

現在の三重県地球温暖化対策総合計画は、温室効果ガス排出量を削減するための気候変動の緩和策と、去る平成30年度に施行されました気候変動適応法を踏まえた気候変動への適応策の推進、この二つを両輪としています。

そのような背景がある中で、今日の質問においては、なかなか話題に上る機会が少ない気候変動への適応の計画に関して、お聞きしたいと思います。

私は、令和元年の質問のときにも、この適応計画について質問させていただいたわけなんですけれども、幅広い対応が求められる適応策ということで、三重県気候変動適応センターと連携して、様々な分野において、しっかりと影響を克服していくための方向性や方策を示していただくといいということ、大変有意義なものをつくっていただけることと期待させていただいたところでございます。

しかしながら、現在の計画においては、温室効果ガス排出量を削減するための気候変動の緩和策、何%削減するという気候変動の緩和策には、削減の目標値がありまして、常に関心が向くんですが、温暖化が進む中で私たちが生活していかなければならないための気候変動への適応については、目標がこの計画の中にはないものですから、関心があまり向けられていないように感じているところでございます。

計画における気候変動の適応を見ますと、気候変動の影響とそれに対する今後進めていく適応策が掲載されておりまして、例えばですが、米については、高温による品質低下や収量減少などの影響に対して、新たな高温耐性品種の育成を行うといったことや、また、例えば水害については、集中豪雨や大雨の発生に対して、河川の整備の推進や河川の堆積土砂の撤去を推進するといったことなど、温暖化による気候変動の影響と今後進めていく適応策が様々な分野にわたってまとめられております。

しかし、具体的な適応策自体は、ビジョンや行動計画の中の施策や事業で、それぞれ関わる部局等において取り組まれており、進捗状況や取組評価についても、各担当部局によって行われている次第でございます。

私は、このところが、気候変動への適応について関心が薄い一つの要因

であると考えております。適応策は、確かに関係する部局が施策や事業として実践いただいていると思いますが、数ある事業の中で、気候変動への適応策として、それぞれひもがついているわけでもございませんので、これが気候変動への適応策につながっているものだというふうなことが、なかなかそういう意識をしてみるのも少ないと思います。

気候変動への適応は、温暖化が進む中で、私たちがいかに適応しながら安心・安全に、また、健康を保ちながら生きていけるか、経済活動を続けていけるかに関わるところでございますので、生活環境も含めた様々な分野で、いかに対応していかなければならないかをもっと県民の皆様を知っていただき、将来への危機意識を持ってもらうことが、フィードバックされて、温室効果ガスの削減への意識の高揚にさらにつながるとも思います。

そのようなことからして、もっと気候変動への適応の取組に関して、県民の皆様を知ってもらう、関心を持ってもらう、そして地球温暖化の問題に生かしていくことが必要だと思いますが、どのようにお考えかをお答えください。

また、県と連携し、気候変動適応への取組を進めておられます三重県気候変動適応センターは、気候変動における予測や情報収集に加えて、情報発信、普及啓発も担っていただいておりますところでありまして、イベントや冊子の発行も行っておりますけれども、連携の中で、さらに普及啓発や工夫をいただいて、県民に知ってもらい、意識していただけるような活動を期待したいと思いますが、その辺りのことも含めてお聞かせください。お願いいたします。

〔中野敦子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（中野敦子） 気候変動への適応の取組を、三重県気候変動適応センターを通じた取組と併せて、地球温暖化対策全体の取組にどのようにつなげていくのかという御質問を頂戴いたしました。

議員からも御指摘いただきましたけれども、近年、気温の上昇や豪雨の頻発、あるいは農作物の品質低下など気候変動の影響が各地で起きており、今

後そのリスクはさらに高まることが予測されております。

このため、県におきましては、全国に先駆けて、県内の気候の変化やその影響に関する情報収集を行いまして、三重県気候変動影響レポートとして取りまとめ、普及啓発に活用してきたところでございます。

気候変動の影響は、地理的な特性などによって大きく異なりますので、県内各地の身近な影響に関する情報を加えるなど、県民の皆さんの関心が高まるように工夫した取組を進めていく必要があると考えております。

このため、平成31年に設置されました三重県気候変動適応センターにおきましては、気候の変化やその影響などの情報収集、それから講演による情報発信などを行っております。

特に、令和2年度、令和3年度には、県の水産研究所とも連携して、海水温の変化に伴うマダイや黒ノリといった県内の養殖水産物への影響の予測と評価を行い、適応の取組につながるよう水産事業者などの関係者に普及啓発を行っております。

また、県におきましては、気候変動に関しまして、県民の皆さんに関心を持っていただくために、津地方気象台や三重県気候変動適応センターと連携しまして、三重県気候講演会を開催しております。昨年度は、オンライン形式で配信したところ、延べ2000回以上御視聴をいただきました。今年度も同様に、「気候変動 私たちにできること」というテーマで、日常生活や企業活動に関する適応策につきまして、来月11月11日から2か月間、オンラインでの配信を行う予定としております。

さらに、現在、改定を進めております三重県地球温暖化対策総合計画におきましては、三重県気候変動適応センターを核とした情報収集、普及啓発というものを新たに位置づけまして、知見の充実を図るとともに、県民や事業者の皆様に分かりやすく情報を提供していきたいと考えております。

こうした取組によって、県民の皆さんの適応についての理解を深め、温室効果ガスの削減への意識の高揚につながりますよう、総合的に地球温暖化対策をしっかりと進めてまいります。

[37番 日沖正信議員登壇]

○37番（日沖正信） ありがとうございます。

どうか適応のほうの啓発をぜひしていただきたいなと思うんです。

なぜ今回またこんな質問をさせていただいたかといいますと、様々な部や教育委員会もありますけれども、温暖化のためにこういう対策を取らなければいけない、こういう事業をつくって取組を行わなければならないというのは、もう各部局、教育委員会もいっぱいあると思うんです。しかしながら、それが、地球温暖化の影響のために、先ほど御紹介がございましたけれども、水産業の関係ではよくほかの議員の方々も質問されて話題に出たりしますけれども、いろんなところに、各部局に、温暖化のおかげで、温暖化のためにやらなければいけないというものが幾つか入っているはずなんです、それが普通のやらなければいけない事業というような感じで、それだけ見ているとあまり温暖化とのひもづきを意識できないものがたくさんあると思うんです。ですから、そういうところを今日は質問に取り上げさせていただいて、地球温暖化のおかげで私たちはこういうリスクを背負っているんだ、こういうリスクを背負ったためにこういう事業をしなければいけないんだ、こういうふうに変えていかなければいけないんだと、そういうところをやっぱり意識していただける、そうだからこそ温暖化を何とかしていかなければいけないんだということをフィードバックして、意識していただけるような仕組みといたしますか、啓発といたしますか、ちょっと言葉が合っているかどうか分かりませんが、そういうようなサイクルみたいなものを、緩和と適応は両輪でございますので、お願いしたいなということで質問させていただきました。

前向きな御答弁をいただいたと理解させていただいておりますので、これから、さらにそういう点で啓発していただきたいと思いますと思います。

それでは、もう時間がございませんので、あともう一つございますので、最後の五つ目の質問に入らせていただきます。

最後、五つ目の質問ですが、三重県河川整備戦略の見直しと河川整備計画

の更なる推進について、質問いたします。

近年では、気候変動の影響等によりまして、記録的な豪雨が各地で頻発しておりまして、これまでに経験したことのない大雨とニュースで流れるような大雨による被害が全国各地で頻発しております。

先ほどの質問の中でも同じ話がありましたけれども、また、雨の降り方も、近年においては異常に猛烈な雨が局地的に降る事例が増えてきておりまして、この局地的に降る極端な雨の水量を河川が排水し切れずに起こる水害が毎年どこかで起こっております。

三重県も多くの河川があり、かつての紀伊半島大水害をはじめ、北から南までの洪水被害は度々起こっております。降雨量、河川の出水量は今までの予想を超えるものであり、温暖化の進む中で、さらに災害の頻発化や激甚化が心配され、災害を防ぐためにさらに河川整備を進めていくことが県民から求められています。

そのようなことから、今回のみえ元気プランで進める7つの挑戦にも「大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靱化対策の加速・深化」が取り上げられ、その中で、最近の豪雨等に対応した河川等の整備の取組が必要と掲げていただいたのだと理解しています。

三重県では平成18年12月に、15年間の計画である三重県河川整備戦略を策定しております。既に当時から、短時間での集中豪雨や局所的な豪雨が頻発しておりましたが、三重県における河川の整備状況は平成17年末で37.1%と低い状況にあって、厳しい財政状況の中、効率的、効果的な河川整備を進めていく必要がありましたし、また一方で、河川整備には長い期間を要するため、整備効果が見えにくい、本当に必要な箇所が整備されているのか分かりにくいなどの県民の御意見もあり、そのような状況を踏まえて、治水対策に着目した優先度も検討し、ハード対策、ソフト対策について、15年間の計画を策定したものです。

ここでパネルを出していただきたいんですけども、（パネルを示す）これが平成18年当時の三重県河川整備戦略のパンフレットの表紙です。これを

覚えておられる方は、大したもんだなと思わせていただきますけれども。ありがとうございました。

そして、パンフレットの中の一部を抜いたんですけれども、（パネルを示す）「三重県河川整備戦略」による効果ということで、約700億円の事前投資によるソフト面による効果、また、ハード面による効果、それぞれ読み上げませんけれども、このように効果が示されているところでございます。

三重県ではこれまでこの河川整備戦略に基づいて、計画的に河川整備が進められて、安心・安全の県土づくりが進められてきているところでありますが、本年は既に計画の15年は過ぎており、16年が経過しようとしております。

そこで、まずお聞きしますのが、この計画は15年の期間が過ぎてしまっており、一度区切りががついているものなのか、継続しているものなのか、または見直しや改正が検討されているのかなど、現状をお聞かせください。

そしてその上で、ぜひこれまでの河川整備戦略における取組をしっかりと検証するとともに、15年前よりさらに異常気象による影響が深刻化している現状なども踏まえて、しっかりと見直しを行い、次期河川整備戦略の下に引き続き計画的な河川整備を進めていただきたいところでございますが、今後、この三重県河川整備戦略にどのように取り組むのかということをお聞かせいただきたいと思います。

なお、それに当たりましては、おおむね700億円の規模を想定されておられましたが、実際の投資規模はどうであったのか、また、整備目標の項目の中で、三重県のシビルミニマム、最低基準として時間雨量60ミリ、東紀州は70ミリと基準がなっており、これに対応できる河川整備を目指しますと書かれておりますけれども、気候変動の移り変わりの激しい昨今、既にこの基準では現在の状況にそぐわないのではないかと考えるとところもございませけれども、この辺りも含めてお答えいただきたいと思います。

また、次に、河川整備計画の推進についてもお聞かせいただきたいと思いますが、河川整備に当たっては、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持について、基本となる方針になるべき事項を定める河川整備基

本方針の策定と、河川整備基本方針に沿って具体的な工事の内容やふだんの治水、利水、環境の維持管理やソフトの施策などにつき、当面の20年から30年の河川整備の具体的な内容を定めた、河川整備の計画的な実施の基本となる河川整備計画の策定を順次進めていただいております。

しかしながら、河川の計画的な整備の基本となる河川整備計画が未策定である河川もあり、現在、全体で80の水系がある中で、計画を策定されているのが27水系と聞いておりますけれども、気候変動による異常な降雨が頻発している昨今、災害に強いしっかりとした河川整備を進めていただくために、未策定である河川の計画づくりにより力を入れて推進していく必要があると思うところがございますけれども、現在の状況と今後のお考えをお聞かせください。お願いいたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、三重県河川整備戦略の見直しと河川整備計画の策定、さらなる推進についてお答えいたします。

まず、河川整備戦略についてでございます。

三重県では、治水安全度の向上を目的として、県内全域で公平な安全度を指すために、三重県のシビルミニマムを東紀州以外は時間雨量60ミリ、東紀州は時間雨量70ミリとし、効果的、効率的な河川整備を進めるため、平成18年12月に、議員御指摘のとおり、三重県河川整備戦略を策定しております。

おおむね15年間で取り組む河川のハード対策とソフト対策を当戦略では位置づけて、計画的に取組を進めてきたところであります。令和3年度末の実績としまして、投資規模は約540億円です。

河川改修を行うハード対策は、約6割の進捗率ですが、ソフト対策は、洪水浸水想定区域図について目標の101河川に対し、546河川の全ての県管理河川で作成を完了するなど、当初の計画を100%達成しております。

さらなるソフト対策として、危機管理型水位計を213基、簡易型河川監視カメラ44基の設置を進めており、住民の早期避難を支援し、洪水による人的被害を最小限にとどめる取組を進めております。

予定したハード対策は完了していないため、引き続き河川整備を推進する必要があると考えております。

次に、河川整備戦略の見直しについてでございますが、近年、議員の御指摘のとおり、気候変動の影響のほか、社会状況の変化などにより、水災害対策の抜本的な見直しが必要となっております。

令和2年7月には、社会資本整備審議会から出された答申の中で、新たな方向性として、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水への転換が提案されました。

三重県では、この答申を受けて、河川管理者による取組だけではなく、流域のあらゆる関係者で取り組む流域治水プロジェクトの検討を進め、令和4年3月までに一級水系の7水系と二級水系の10圏域においてプロジェクトを策定したところです。

このプロジェクトでは、それぞれの流域特性を踏まえ、優先度や緊急性の観点から、効率的、効果的な水災害対策の検討を行い、堤防整備などに加えて、ダムの事前放流や田んぼダム等、河道内にとられない総合的な治水対策を位置づけ、5年以内に完了するものを短期、15年以内に完了するものを中期、30年以内に完了するものを中長期として、目標達成に向けて工程を示しています。また、取組の効果や進捗状況等を踏まえ、定期的に見直すことにより、検証と改善を継続的に行っていきます。

こうしたことから、今後は、流域、圏域ごとに策定した流域治水プロジェクトに基づき、ハード対策やソフト対策などの取組を計画的に進めていきます。

もう一つの河川整備計画についてでございます。

平成9年の河川法改正により、河川管理者は水系ごとに、治水、利水、環境の観点から、将来の河川のあるべき姿や河川整備の方針を定めた河川整備基本方針と、今後20年から30年の具体的な河川整備の目標を示す河川整備計画を策定することとなっております。

本県では、県管理の全河川80水系を対象に河川整備計画を策定する予定で

す。策定の順序については、河川整備を行う河川を優先的に進めておりまして、先ほど御指摘のとおり、現在27水系について策定が完了しております。残る53水系の河川整備計画の策定については、令和4年3月に隣接する複数水系での一体的な策定が可能という方針が出ましたことを踏まえて、小さな河川が多いところがございますので、こういったものを踏まえて、この活用を検討しながら、早急に進めていきたいと考えております。

〔37番 日沖正信議員登壇〕

○37番（日沖正信） ありがとうございます。

もう時間がございませんけれども、いま一度お聞きしたいのは、河川整備戦略は、これを見直しながら、河川整備戦略は続いていくのかということ、これをもう一度、三重県河川整備戦略というものが見直されて続いていくのかということを変更してお聞きしたいのと、もう一つなんですけど、ちょっとこのパネルを示していただけますか。（パネルを示す）これは、それぞれの河川の河川整備計画なんですけれども、この図の一番右に2300とございますけれども、これは毎秒2300立方メートル、河川整備計画で河川を整備するのにこれだけの、例えば、これはうちの地元の員弁川でいなべ市から桑名市へ流れ出ていっている川ですけれども、毎秒2300立方メートルを流せるように河川整備をしますということなんですけど、これの基準が昭和49年7月の洪水と同程度の出水を予想される豪雨に対する基準ということで、これももう基準が古いのではないかなと思うんですが、今の2点、もう時間がないんですが、河川整備戦略は今後どうなるのかと、河川整備計画における計画流量の基準というのが今ちょっと甘いのではないかという点だけ、もう一度お聞かせください。

○議長（前野和美） 答弁は簡潔に願います。

○県土整備部長（若尾将徳） 先ほどの河川整備戦略についてでございますけれども、こちらは先ほどの答弁どおり、こちらに代えて、流域治水プロジェクトに基づいて、河川整備のほうを推進していきたいと考えております。

もう一つの整備計画の流量を見直す必要があるかというところでございます

すが、こちらについては、現在、国管理の一級水系において気候変動の影響により、降雨量が約1.1倍となった場合の計画流量がどうなるかという算定、見直しの検討を進めているところでございます。この見直しの検討状況を踏まえて、県の河川についても計画流量を見直して、河川整備計画の変更について検討していきたいと考えております。

〔37番 日沖正信議員登壇〕

○37番（日沖正信） ありがとうございます。

ぜひ、県民の皆さんの安心・安全のために、河川整備を精力的に進めていただきますように、もう時間ですので、お願いさせていただきます。今日の代表質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時20分開議

開 議

○議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代 表 質 問

○議長（前野和美） 代表質問を継続いたします。30番 小林正人議員。

〔30番 小林正人議員登壇・拍手〕

○30番（小林正人） 自由民主党会派、鈴鹿市選挙区選出の小林正人でございます。どうかよろしく願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入りたいと思いますが、一つ目であります。

南北格差についてであります。

先般からいろいろな場で、知事の南北格差はないという発言が出ております。知事の格差という言葉を使いたくないという意向は一定理解できますが、一方で、南部地域に深刻な問題があるということも確かであります。

改めてこの問題について、格差という言葉を使わないということであれば、分かりやすく知事という言葉で御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 格差という言葉でありますけど、これは辞書を引いてみますと、例えば『大辞林』という辞書には、同類のもの間における、等級・水準などの差、『明鏡』という辞書には、等級・所得などの格づけ上の差という言葉がございます。

格の差というのは、私は三重県の北にも南にないと思っております。もっと言うと、例えば他県と三重県の間には格の差があるかという、ないと思っております。

格差という言葉には、優劣とか、上下、序列につながるという意味がある。そういう意味で、私はこの言葉を使いたくないと申し上げているわけですが、ほかの方がこの言葉を使うことについて、使わないでくださいとは申し上げておりません。

南部地域と北部地域、三重県には中部の地域も伊賀もありますけど、それぞれに差異がございます。これは、前回も村林議員の御質問にお答えしたとおりでございます。

南部地域におきましては、人口減少、あるいは高齢化の急速な進展、医師の不足、こういったものがほかの地域と比べてより深刻な問題となっております。県が一体としてこうした問題に対応していかないと考えておるわけでございます。

私は大事なものは、言葉の使い方よりも、県として北の発展、南の発展のためにどれだけ努力をしていくか、そこの行動の部分が大事ではないかと感じているところでございまして、今後も県としては、南部の発展のため、

もちろん北部や伊賀、中部の発展のためにも努力していきたいと考えているところでございます。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） 知事、ありがとうございます。

言葉よりも行動で示していただけるという強い意思を確認いたしましたので、私がこれ以上ここでこの質問に触れることは避けさせていただきたいと思います。

続いて、二つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

この二つ目と三つ目の平和に関する質問でございますが、先ほど日沖議員のほうからも質問がございましたが、我々自由民主党もこの国の責任政党として、この問題は大変重要な問題であると思っておりますので、重複するところもありますが、御容赦いただきたいと思います。

それでは、平和教育・啓発について、質問させていただきます。

2022年2月に勃発したウクライナ戦争、戦地における痛ましい惨状や民主主義と専制主義の確執の中での各国の動向等、いまだ毎日のようにメディアやSNS等を通じて目にするところであります。

また、ウクライナだけでなく、世界では紛争が起こっている、継続している国が、2022年1月現在で21か国もあると言われており、その代表的なものとしたしましては、少し紹介をさせていただきますと、1978年からアフガニスタン紛争、2011年からシリア内戦、そして2003年からイラク内戦、1984年からはクルド対トルコ戦争、リビア内戦は2011年から、2015年からはイエメン内戦、こういうこれらの紛争が続いております。

このようなことは、単に他国の問題であって日本は関係ないと思われがちであります。知事もよく言われるように、対岸の火事と思わず、より深刻に考え、平和の尊さをいま一度個人個人が再認識し、恒久平和の追求、こういったことにつなげなくてはならないと思います。

また、昨今、このような紛争の報道をテレビやSNS、動画等で見ていると、テロップというんですかね、視聴者の声がライブで画像に流れてくる

ようなところがございます。一部の方だけだとは思いますが、あまりにも軽々に無責任な言葉が多く見受けられます。平和なこの国にいるからこそ、今の平和な状況に気づかず、そのような言葉を配信されるのではと少々腹が立つこともあります。

そこで、改めて今まさに平和教育をさらに充実させるということが必要であると考えます。

平和教育とは、日本国憲法の理念に基づく教育基本法及び学校教育法に示されている教育の根本理念を基調とし、学習指導要領に沿って実施する、児童生徒の発達段階に配慮した上で、自他を尊重し合い、我が国の社会や文化に対する理解と愛情を深めるとともに、国際理解や国際協調の視点に立ち、恒久平和を願い、国際社会に貢献する人づくりを進めることを基本とすることです。

また、教育基本法の前文には、「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。（後略）」と書かれています。

このような理念を基に、全国的に各県、各市においていろいろな取組、例えば、広島平和記念資料館や国立広島原爆死没者追悼平和祈念館等の現地見学や戦争体験、被爆体験等の聞き取りなどの体験的な学習を行うことにより、より命の大切さや平和の尊さを実感として学ばせる、慰霊祭等に参加し、戦争で命を落とした人々や残された人々の思いや願いに共感し、平和な社会を築こうとする意欲や態度を育てる等、行っていると思います。

そこで改めてお聞きいたしますが、本県ではこの平和教育について、小学校、中学校、高等学校、年代別にどのような取組をされておられるのか、その際、指導上の留意点としてどのようなことを重視、配慮されているのか、実際に生徒の反応はどのようなものかお聞きいたします。よろしくお聞かせいたします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 小学校、中学校、高等学校における平和教育について御答弁申し上げます。

平和教育は、議員から御紹介がありましたけれども、教育基本法に示されている教育の理念の下、学習指導要領に基づいて行っているところです。県内の各学校では、社会科等を中心に、児童生徒の発達段階に応じて平和に関する学習を行っており、平和の大切さ、命の貴さを考え、社会の形成者として自覚と責任を持ち行動できる力を養っております。

小・中学校の取組ですけれども、小・中学校では、社会科を中心として、第二次世界大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことやグローバル化する国際社会における日本の役割などについて学んでいます。

各学校では、教科書や資料を活用した学習に加え、学びをより深める工夫を行っており、当時の様子を知る人への聞き取りや戦争に関する遺跡の見学などを実施している学校があります。また、中学校では、1人1台の学習端末を活用して、戦争を体験した人の声を収録した動画を視聴し、戦争の悲惨さや平和の大切さについて学んでいる学校もあります。

次に、高等学校ですけれども、中学校までの社会科の学習を深め、全ての生徒が学ぶ歴史総合や公共の授業で、近現代の日本と世界の歴史について多面的な考察を行ったり、日本国憲法の平和主義、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割などについて学んだりしています。

また、修学旅行では、中学校や高等学校の中にも長崎や広島、沖縄を訪問し、平和学習に取り組む学校があります。

今年6月に沖縄県を訪問した四日市商業高等学校では、事前に、国語の授業で、教科書にある戦争を題材とした小説について学んだり、沖縄戦をテーマとした講演会を実施いたしました。実際の修学旅行では、沖縄県平和祈念資料館を訪れ、実物資料や写真パネルなどの展示物を見たり、実際にガマに入り、専属のガイドの方から当時の様子を聞いたりいたしました。生徒からは、自分が今立っている場所で当時戦争に苦しむ人たちがいたと思うだけで、本当に胸が苦しくなった、などの感想が寄せられ、こうした学習や体験を通

して、生徒一人ひとりが戦争の悲惨さを直接感じ、平和への思いを新たにしています。

平和は、誰もが夢や希望を持ち、その思いを実現できる社会の最も重要な礎です。今後も、命の大切さや国際理解に関する実践的な学習を進め、これからの時代を生きる子どもたちが国際社会の一員として、自国だけでなく世界の平和と発展を願い、互いに尊重しながら行動できる力を身につけられるよう取り組んでまいります。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） 教育長、ありがとうございます。様々な取組を御紹介いただきました。

恒久平和や命の貴さ、争乱ということの本当の怖さ等、実際体験していない世代において、そのようなことをしっかりと個々が認識することが大事であり、そのためには教育が基本であると考えますので、今後もさらに各学校が創意工夫していただいて取り組んでいただきたいなと思います。

それから、この平和教育、平和への思いに対しては、戦後77年がたった今、学生だけでなく、ほとんどの世代が希薄になってきていると思います。

また、昨今、日本周辺においても、北朝鮮のミサイル発射や中国による台湾周辺での軍事演習の実施など、安全保障に関わって不安を抱く動きもあります。

このような情勢であるからこそ、今まさに全県民が恒久平和への強い願い、思いを持たなくてはならないと考えます。改めて知事の平和への認識をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○知事（一見勝之） 国民生活、県民生活を幸せに送っていくために、平和が当然その前提であることは、もう言をまたないと思っております。

先ほどの日沖議員への御答弁でも申し上げましたけれども、ただ平和、平和と言っていれば平和維持できるのかということ、これはそういうことでもないと思います。

県としてやるべきことを二つ、先ほど申し上げました。もう一度申し上げ

ますと、記憶を決して風化させてはいけない、戦争の記憶ですね。そして、人と人との交流、国よりもより具体的で、きめ細かくできる人と人との交流を地方自治体はしっかりとやっていかないといけないと思います。

もちろん国では、外交面での努力もしていただくということであろうと思います。

安全保障の業務に携わったことがある私は、最近、さきの大戦でハル・ノートへの対応をどうすれば戦争を回避できたのかということを考えてたりもしておりますし、また、戦争中の沖縄県知事であられた島田叡知事の行動、これは非常に立派な行動だと思いますけれども、知事として、戦争になってはいけないんですが、ということは考えたくはないですが、仮に起こった場合にどういう行動が取るべき行動なのかということで、島田知事のお考えに触れたりもしているところでございます。

いずれにしましても、戦争というのは、これは避ける必要がありますが、ただ、外国から侵略を受けるというのは、ウクライナの状況を見ても出てまいります。そのときに日本として、三重県として何ができるか、平時から戦争に備えておく必要もあるだろうと考えているところでございます。

[30番 小林正人議員登壇]

○30番（小林正人） ありがとうございます。知事の認識をお伺いいたしました。

さきの大戦のきっかけとなったと言われておりますハル・ノートのお話も出ました。歴史的にもこういった悲惨な戦争という出来事を繰り返してはならない、こういう思いで、今後、この平和教育にしっかりと取り組んでいただければと思います。

続いて、三つ目の質問に入らせていただきます。

有事の際の県民保護についてであります。

この質問に関しても、先ほど日沖議員のほうからも触れられていましたが、私はもう少し掘り下げて質問させていただきたいと思います。

ロシアのウクライナ侵攻において、長引く戦況、核使用の可能性も指摘さ

れる中、また、報道でその悲惨な光景を次々と見ているうちに、もし日本でこんなことが起こったら、もう絶対起こらないとは言い切れない、ある意味不安さえ覚えました。

本来は国のほうで考えるべきことかもしれませんが、県でもできることはあるんじゃないかという思い、また、国民保護法の中に県の責務として、県は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律その他の法令、基本指針及び県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域における関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するとあることから、今回この質問をさせていただきました。

問題点は二つ。まず一つは、我が国に、あってはならないですけども、ミサイルが着弾した場合、一体どうやって身を守ればいいのか。2017年から運用が開始された、先ほどもありましたけれども、全国瞬時警報システム、Jアラートは、弾道ミサイルが日本の領土、領海に落下する可能性または領土領海を通過する可能性がある場合に使用されますが、Jアラートは、屋外にいる場合は近くの建物の中または地下に避難してください、屋内にいる場合はすぐに避難できるところに、頑丈な建物や地下があればそちらに避難してください、それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください、と国民に促すにとどまり、これでは到底身を守り切れない。

また、国民保護計画において内閣府が指定している避難場所は、その多くが防災センターや公民館、小学校等であり、これらは大規模災害時の避難場所と同じで、果たして武力攻撃時に耐えられるのかという問題であります。

ロシアがウクライナに侵攻し、その砲撃やミサイル等から多くの方が逃れることがある意味できたのは、アパートの地下や地下鉄駅など強固な建物に避難できたからこそだと言われております。

本年4月、大阪府と大阪市、堺市が、大阪メトロの全133駅中108か所の地下駅舎を避難施設に指定いたしました。また、愛知県では、地下鉄駅舎、地

下ショッピングモールを一部避難施設に指定と、全国でも少しずつですが、地下避難施設の取組が進んでおります。

本県には地下鉄はありませんが、このような地下避難施設の指定、例えば民間の地下の駐車場とか、そういうところを指定、設置することが今後必要と考えますが、御所見をお伺いいたします。

次いで、二つ目は、このような地下避難施設であっても、核兵器には対応できないと言われております。

そこで、核シェルターの考え方ですが、諸外国の状況を見てみますと、その普及率ですが、スイスとイスラエルは100%、アメリカは82%、イギリスは67%、これに対し、日本は0.02%しかありません。

世界各国では、核ミサイルの脅威への備えの重要性を認識し、いざというときの避難場所として核シェルターの整備を政府主導で進めているのに対し、我が国は唯一の被爆国であり、周囲を中国、北朝鮮、ロシア等の核保有国に囲まれているにもかかわらず、核シェルターの普及はもちろん、議論さえあまりされていない状況であります。

このことについても、知事の御所見をお伺いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 国民保護法第148条におきまして、知事は、住民避難のために避難施設を指定する義務を負っておるところでございます。

先ほど日沖議員の御質問にもお答え申し上げましたが、平成29年12月に、国民保護に関する基本指針というのが一部変更されまして、それまでは都市部において地下街などを指定するとされておりましたところでございますが、都市部に限らずに指定するように配慮しなさいということになりまして、県では、平成29年の変更を受けまして、県内の国道とか県道の地下通路などの指定を終えているところでございます。60の施設について指定してございます。

ただ、県有施設の地下ですとか、それから市町所有施設の地下ですとか、

それから御指摘いただいた、例えば地下の駐車場、こういうものについてもやはり指定していく必要があるだろうと考えておまして、県有施設の地下につきましては、年内をめどに指定しようと思っております。

それから、市町所有施設の地下施設については市町と調整しないけれども、年度内をめどにして指定したいと思っております。

また、駐車場あるいはデパートとかホテルの地下部分でございますね。こういった民間施設につきましては、民間の方々の同意を得なければいけません、調査しまして、同意を得られたものから順次指定していきたいと考えているところでございます。

加えまして、県の施設、例えば県庁でありますとか、各地にございます事務所などの庁舎を建て替える際には、今まで地下の部分というのは避難をされる方を想定して造っていたものばかりではないと思いますけれども、避難をされることも念頭に置いて地下部分を造っていくということも必要ではないかなと考えておまして、仮にそういった地下の施設を造る場合と造らない場合とで費用がどのぐらい違うのかというのを調査してほしいということに関係の部署に指示をして、今作業してもらっているところでございます。

もう1点、核シェルターについて御質問をいただいております。

昨日国会で浜田防衛大臣は、北朝鮮はミサイルの弾頭に核を既に積むような技術を確立しているのではないかという御答弁をたしかされたと思います。

弾道ミサイルだけではなくて、巡航ミサイルにそれを積むこともできる可能性があると思いますし、また、SLBMで核を放たれますと、なかなかミサイルを防御するのが難しいという話もございます。シェルターの必要性について、これから考えていかないかんのだろうと思っております。

国のほうでは、9月1日に議論の要旨を発表されましたけど、新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換を今やっておいでになられますけれども、その中でシェルターについての議論が行われたと聞いています。

また、10月4日の官房長官の会見では、シェルターの整備に関しては、技

術的な、あるいは費用的な課題など様々な視点から幅広く議論、検討していく必要があります、今後、政府として引き続き諸課題について研究、検討するとおっしゃったと聞いております。

私ども県としましては、国のそういった検討状況の情報収集に努めていきたいと思っております。

その上で、先ほどお答え申し上げたような地下の施設の指定は進めていく必要があると思っておりますし、また、訓練、啓発、そういったものも引き続きやっていきたいと考えているところでございます。

[30番 小林正人議員登壇]

○30番（小林正人） 御答弁ありがとうございます。

地下避難施設に関しては60を指定、それから、今後しっかりと取り組んでいっていただくという御答弁をいただきました。

また、核シェルターですが、国のほうでも議論をされているところでありますけれども、やっぱり費用の問題が非常に大きな問題だと思っております。個人的にも調べたんですが、安いものでも約800万円ほどするということなので、やはり今の日本の住環境等を考えますと、なかなか個々の対応では難しいのかなという思いもいたしますので、国主導で考えるべき、知事に国のほうに提言していただける機会があれば、ぜひそのようなことも訴えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、四つ目の質問に入らせていただきます。

環境問題についてであります。

我々が暮らす地球は、経済的に豊かになっている反面、様々な環境問題を抱えております。今世界が問題視している緊急性の高い環境問題は地球温暖化をはじめ25種類あると言われており、それらを解決することは、世界的規模で取り組むことはもちろんですが、地球上に住む我々一人ひとりができることからやらなくてはいけない、まさに最優先に個々が取り組まなくては解決できない問題とも言われております。

とりわけ気温、降水量、雲といった気候が長期的な視野で見ると変化する気

候変動に関しては、最も身近で実感できる問題で、世界の平均気温を見ても、産業革命前に比べ1.5度上昇、国連気候変動に関する政府間パネルでは、平均気温が1.5度上昇すると、50年に一度という高温が観測される頻度が約8.6倍に増え、10年に一度と言われる大雨の頻度が1.5倍に増加すると言われており、このことは昨今の異常気象を見てもよく分かります。

このような問題に対応するために、国、環境省においても、6年に一度、環境基本法第15条に基づき環境基本計画を定め、計画を実施しており、現在は第5次の計画、取組をされているところであります。

ここで少し、その内容について触れさせていただきたいと思います。

まず、目指すべき社会の姿としては、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて補完し、支え合う地域循環共生圏の創設、これまでの公害等を克服してきた歴史や優れた環境技術、「もったいない」などの循環の精神や自然と共生する伝統、これらを生かした世界の範となる日本の確立、これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会の実現とあります。

また、計画のアプローチといたしましては、SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する、地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動をも向上させる、幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化させるとあります。

最後に、これらを踏まえた上での施策の展開ですが、大きく六つの重点戦略に分かれており、一つ目といたしましては、持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築。ESG投資、グリーンボンド等の普及・拡大、税制全体のグリーン化の推進、再エネ水素、水素サプライチェーン等であります。

二つ目として、国土のストックとしての価値の向上。気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり、生態系を活用した防災・減災、森林環境税の活用も含めた森林整備・保全、再エネ・省エネ、マイクロプラスチックを含めた海洋ごみ対策等であります。

三つ目としては、地域資源を活用した持続可能な地域づくり。地域における「人づくり」、都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用等であり
ます。

四つ目は、健康で心豊かな暮らしの実現として、食品ロスの削減、廃棄物の
適正処理の推進、低炭素で健康な住まいの普及等。

五つ目として、持続可能性を支える技術の開発・普及として、自動運転、
ドローン等の活用による「物流革命」、バイオマス由来の化成品創出、AI
等の活用による生産最適化等であります。

六つ目は、国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パート
ナーシップの構築。環境インフラの輸出、「課題解決先進国」として海外に
おける「持続可能な社会」の構築支援等であります。

以上、国の第5次環境基本計画の取組を御紹介させていただきました。

県としてもこの環境対策にいろいろと取り組んでいただいていることは承
知しております。とりわけ脱炭素、カーボンニュートラルに向けた取組を加
速化させる、その意気込み等も、強じんな美し国ビジョンみえやみえ元気プ
ランを見れば分かりますが、環境問題は、産業振興や経済の発展、ある意味
社会の利便性等と大きく関連し、その完全解決は非常に難しい問題である
と思えます。

そのような中での現在の県の取組、例えば「ゼロエミッションみえ」プロ
ジェクト等をどのように進められていかれるのか、ゼロエミッションみえ推
進本部長の知事の思い、意気込み等を聞かせていただければと思えますので、
よろしく願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員御指摘のように、環境問題はもう待たなしであり
まして、世界全体でも、パリ協定をはじめとして各国で協定を結んで、それ
ぞれCO₂の排出量を減らしてこようということでやっております。

また、我が国でも2020年10月に、2050年カーボンニュートラルを宣言した
ところをごさいます、2021年4月には、2030年度におきまして、2013年度

比でCO₂排出量を46%削減するということを掲げたところでございます。

三重県でも、三重県地球温暖化対策総合計画を策定して、取組を進めております。国の地球温暖化対策計画が令和3年10月に閣議決定されましたけれども、それを踏まえて今改定をしているところでございます。CO₂排出量の削減にしっかりと三重県でも取り組んでいく必要がある。

これは県だけではなくて、産業界でもしっかりと取り組んでいただく必要があろうかと思っております。ビジョン・プランにおきましては、「ゼロエミッションみえ」プロジェクトを掲げさせていただいております。

これは、三重県の強みや弱みを分析しまして、六つの柱で取り組んでいこうとするものでございます。

一つの柱ですが、議員御地元の鈴鹿市などは、自動車産業、部品産業が非常に盛んでございます。ところが、今、内燃機関の自動車は、これからEV化がどんどん進んでいきます。そうすると、部品の数が減ることになりまして、産業に大きな変動をもたらします。EV化に向けてどうやっていくのか、サプライチェーン再編に向けてどうやっていくのか、こういった議論の一つはしていかないかと思っておりますし、もう一つは、四日市コンビナート、申し上げるまでもありませんけれども、原料は石油でございます。したがって、輸入でございますので、これをどういった形で変えていくのかというのも大きな議論のポイントです。それから、もう一つは再生可能エネルギーですね。風力発電とか太陽光発電、こういったものに火力発電からどうシフトしていくのか、こういったことを考えていこうという、そういったものを含めまして、六つの柱で取り組んでいこうとしています。

四日市コンビナートの例で申し上げますと、これは3月に第1回目を、7月に2回目を開きましたけど、四日市市長と私、それから四日市コンビナートの全企業18社が一堂に会して、これからどうしていくのかという議論を始めしております。水素とかアンモニア、そういったものに原料を変えていく必要があるんじゃないかということで、各企業の企業戦略を超えて、どうやっていくのかというのを議論させていただいております。

1回目の議論、3月のときですが、成城大学の平野教授からは、御自身が四つのコンビナートの対応を考えておられるようでございますけど、その中で、四日市コンビナートの対応が一番進んでいるという御評価もいただきました。県と市、それから全企業が集まっているのはほかにはないんだとおっしゃっていました。

これからもその評価に慢心することなく進めていく必要があるかと思っておりますが、どんな議論をしているかといいますと、SAF、航空機燃料でありますけど、これを食用油などから作っていいんじゃないかという動きがございます、コンビナートの機能を使ってそれが作れないかというような御議論をさせていただいたりしていますし、もう一つは、副産物としてメタンが、アンモニアを使ったりしますと出てきますので、それをコンビナート全体で有効活用できないかみたいなお話もさせていただいております。

これからも、企業あるいは市町としっかりと連携して、プロジェクトを進めていきたいと思っております。

いずれにしても、カーボンニュートラルを産業にとっての危機だと捉えるのではなくて、新たなチャンスでもあるということで捉え直して、三重県の産業をさらに強いものにしていきたいと考えております。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。それぞれの取組、また、意気込み等を聞かせていただきました。

カーボンニュートラルを危機ということというよりチャンスと捉えて取り組んでいきたいということもおっしゃっていただきまして、今後に期待するところでもあります。

それと、知事の答弁の中でも、いろいろエネルギーの話が出てまいりましたので、続いて、エネルギー政策について、質問させていただきたいと思っております。

御承知のように、令和3年10月に、第6次エネルギー基本計画が閣議決定されました。その中に、エネルギー源の位置づけとして、「各エネルギー源

は、それぞれサプライチェーン上の強みと弱みを持っている。現時点で安定的かつ効率的なエネルギー需給構造を一手に支えられるような単独の完璧なエネルギー源は存在しないことに鑑みれば、一つのエネルギー源に頼ることはリスクが高く、危機時であっても安定供給が確保される需給構造を実現するためには、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要である」と書かれております。

また、環境ということを考えていくのであれば、言うまでもなく、温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源である再生可能エネルギーを主力電力化し、最大限安定供給を図っていくことが大事であります。このことは知事も先ほど触れていただきました。

しかしながら、それぞれ問題点や利点もあります。ここでは、とりわけ太陽光、風力、地熱、バイオマス、水素・アンモニアと原子力について、それぞれお聞きしたいと思います。

まず、太陽光ですが、今後の導入拡大に向けては、地域と共生可能な形での適地の確保、さらなるコスト低減に向けた取組、今後大量廃棄が懸念される発電パネル等の廃棄、リサイクル等、どのように対応策を考えておられるのか。

次いで、風力ですが、風車の大型化、洋上風力発電の拡大等により、国際的に価格低下が進んでいることから経済性も確保できるエネルギー源であり、今後大いに期待されますが、県としての考え方はどうか。

次に、地熱であります。世界第3位の地熱資源量を誇る我が国では、安定的な発電を行うことができるエネルギー源であります。また、発電後の熱水利用など、エネルギーの多段階利用も期待されております。その反面、開発には時間とコストが非常にかかることから、中長期的な取組が必要となると言われておりますが、こちらも県の考え方をお聞きしたいと思います。

四つ目、バイオマスであります。地域産業の活性化を通じた経済・雇用への波及効果は大きいですが、一方で、エネルギー利用可能な木質や廃棄物等

のバイオマス資源が限定的であることや持続可能性の確保、発電コストの高止まりが懸念されていることから、県の今後の取組についての考え方を聞きたいと思います。

五つ目は、水素・アンモニアであります。こちらにおいては、多様なエネルギー源から製造することが可能であるために、国内資源の活用を含むエネルギー調達先の多様化を通じ、エネルギー安全保障の強化にも寄与する。余剰の再生可能エネルギー電力等から水素・アンモニアを製造することで、脱炭素電源のポテンシャルを最大限活用することを可能とするだけでなく、化石燃料をクリーンな形で有効活用することも可能にする、まさにカーボンニュートラル時代の中心的な役割が期待されると言われておりますが、県の今後の導入や利用促進に対する考え方はどうか。

最後に、原子力についてです。御存じのように、原子力は、燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる低炭素の準国産エネルギー源として優れた安定供給と効率性を有しており、また、運転時には温室効果ガスも排出しないことから、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要な電源であります。一方で、使用済み燃料対策、核燃料サイクル、最終処分、廃炉などの課題が存在している状況でもあります。原子力の今後についても、この部分は特に知事のお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 今年の6月にも議会で答弁させていただきましたけど、エネルギー政策につきましては、これは国で検討していただくものであると思っておりますし、国もしっかりと検討しておるわけでございます。

特に、議員から御指摘いただきました様々な自然再生エネルギーの関係でございますとか、あるいは御質問いただいた原子力発電につきましても含めまして、エネルギーミックスという考え方で、電力がいかに安定的に供給できるか、これは家庭だけではなくて産業にとっても非常に重要な生命線でご

ございますので、また、安全をどう確保していくのかと、こういう点も含めて考えていただいております。

私は今年の5月に、福島第一原子力発電所をほかの知事と一緒に視察させていただきました。実際に物を見るとすごい作業が続いているなど。一度大きな災害を受けると、どれだけの作業をしていかなあかんのかと。この目で見させていただいて、いや、これは大変だという思いを持ちました。今やっている作業も大事、大変ですし、それから、これから長い時間がいっぱいかかるということで膨大な費用、多大な労力がかかります。原子力被害というのは非常に大きな影響が出るなというのを改めて感じたところでございます。議員御指摘のように、安全性の確保というのは、やっぱり一番大事やと思います。

したがって、先ほど申し上げましたように、原子力をどうしていくかって、これは仮に災害が起きると1県だけで対応できないものでございますし、その影響も、例えば県境で起こった場合などは1県に影響はとどまりませんので、そういったことも考えながら、国でやっていただくものではないかと思っています。

国では、第6次エネルギー基本計画におけます再生可能エネルギー、あるいは様々なほかのエネルギーも含めて、比率を出していただいております。それに従って対応していかれることであろうと思っております。ヨーロッパでも様々な動きがあるということも把握しておりますが、今後の国の動きを見てまいりたいと思っております。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（野呂幸利） それでは、私のほうから、太陽光、風力、地熱、バイオマス、水素・アンモニア、それぞれの発電について、取組や可能性について御答弁させていただきたいと思っております。

先ほど議員からもお話がありまして、国においては、再生可能エネルギーというのは地域温暖化対策の柱である、今後も最大限の導入を進めていくとされています。

県としても、三重県新エネルギービジョンに基づきまして、再生可能エネルギーをはじめとする新エネルギーの導入促進に取り組んでいるところでございます。

まず、太陽光発電でございますが、これはFIT制度導入後、本県は日照条件に恵まれた地域特性であることやパネル生産のコストダウンなどにより導入が進みました。

一方、運用においては、パネルの大量廃棄などが懸念され、国において事業者に対する廃棄等費用積立制度が導入されております。県においては、適正な導入に向けたガイドラインを策定し、運用しているところでございます。

また、本県では、太陽光パネルのリユース・リサイクルに向けた補助制度や、工業研究所と県内企業との共同研究等による支援を行っているところでございます。

風力発電でございますが、陸上風力発電につきましては、風況のよい地域が県土のおおむね3分の1を占めているという地域特性を活かして、県内には114基の発電施設が稼働をしております。

一方、大規模な施設の設置においては、自然環境や住環境との調和が重要であり、関連法令や国のガイドラインに基づき、地域に十分配慮した事業の実施が求められているところでございます。

洋上風力発電につきましては、議員からも期待されておるという話がありましたが、風車の大型化により大規模な発電が可能である、住環境に与える影響が少ないということから、国内各地で設置に向けた動きが活発化しています。

本県周辺にも風況のよい海域が存在することから、水深等の条件を加味した可能性調査の実施とともに、環境への影響や地域との共生の在り方について情報収集を進めているところでございます。

地熱発電については、環境省のデータによると県内での適地は示されていない、建設のコストが高いということが課題になっておりますが、今後、探査技術や掘削効率の向上によって可能性が高まる場合があるということを確認

識しておるところでございます。

木質バイオマス発電については、未利用間伐材を利用する場合と海外から輸入するバイオマスを利用する場合と、7か所で今、発電施設が稼働しております。さらなる導入においては、林業の生産性向上等によって木質バイオマスの安定供給を図ることが重要であると考えております。

最後に、水素・アンモニアについては、議員のほうから御紹介がありましたとおり、クリーンな燃料として期待されております。合成メタンの原料としても利用できます。様々な研究や実証実験が実施されております。

県内においては、四日市コンビナートにおける水素等の受入れ、製造及び供給可能性について、四日市市や企業と共に検討を進めているところでございます。

最後でございますが、再生可能エネルギーの安定確保は、カーボンニュートラル社会の実現に向けて有効であるとともに、新たな産業の創出や企業の競争力強化など、県内産業における成長の機会としても期待されています。

その上で、自然環境や住環境との調和、周辺地域への十分な配慮を前提に、地域の特性に合った再生可能エネルギーの導入・普及を進めてまいります。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） 御答弁ありがとうございました。

原子力に関しまして御答弁いただきました。個人的にも、まだまだ不安感や社会的な信頼が回復できていないということも事実でありますし、あくまで安心・安全120%確保という上で、国の政策にのっとって、県のほうも対応していただければなと思います。

それから、再生可能エネルギーなんですけれども、それぞれ再度お聞きしたいんですが、もう時間も全然ありませんので、とりわけ今後期待できる風力、それから水素・アンモニアにおいては、県としてもいろいろな場面に関わりを持って、しっかりと取り組んでいっていただきたいと思います。

環境の三つ目なんですけれども、海洋プラスチックの問題について、現時点での認識とその対応をどうされるのか、お聞きしたいと思います。

プラスチックは、今や我々の生活のあらゆる場面で利用されております。手軽で耐久性に富み、安価に生産できることから、製品そのものだけでなく、ビニールや発泡スチロールなどの包装や梱包、ケースなどにも幅広く使われております。

しかし、プラスチックの多くは使い捨てにされており、利用後きちんと処理されず、環境中に流出してしまうことも少なくありません。そして、環境中に流出したプラスチックのほとんどが最終的に行き着くのが、海であります。今現在、世界の海に存在しているプラスチックごみは、合計で約1億5000万トン、そこへ少なくとも年間800万トンが新たに流出していると推定されております。こうした大量のプラスチックごみは、既に海の生態系に甚大な影響を与えており、このままでは今後ますます悪化していきます。

また、このプラスチックごみは、豊かな自然で成り立っている産業にも直接的、間接的な被害を与え、甚大な経済的損失をもたらしております。例えばアジア太平洋地域の損失ですが、観光業で年間約6.2億ドル、漁業・養殖業では、年間約3.6億ドルにもなると推定されております。

そして厄介なのは、一度流出したプラスチックごみは、海岸で波や紫外線の影響を受け、やがて小さなプラスチックの粒子となり、これらは細かくなっても自然分解されることなく、数百年間以上もの間自然界に残り続けると言われておりますし、その粒子は、人を含む生物に多大な悪影響を及ぼすとも言われております。

また、このまま海洋プラスチックごみを放置すれば、ダボス会議で知られる世界経済フォーラムによると、2050年には、プラスチック生産量は現在の4倍に増え、アジアが全体の約82%を占めるそうですが、それに応じた海洋へのプラスチックの流出の拡大により、海洋プラスチックごみの量が海にいる魚の量を上回ることになると言われております。

ちなみに、日本のプラスチック生産量は世界第3位であり、1人当たりの容器包装プラスチックごみの発生量については世界第2位であります。また、日本は年間150万トンものプラスチックくずを資源という位置づけで、アジ

ア諸国に輸出してきました。

このようなことから、海洋プラスチックごみは、広く世界的な問題であるものの、日本にも大きく関わりのある問題であり、今後の対応が期待される場所でもあります。

いずれにしましても、問題解決に向けて、県としても何らかの取組をされていかなければならないと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔中野敦子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（中野敦子） 海洋プラスチックごみ対策について御答弁申し上げます。

議員からも御紹介いただきましたけれども、近年、海に大量に流入するごみというのが、世界的な問題として注目をされております。伊勢湾におきましても、年間約1万2000トンのごみが漂着しており、人工物の中では、プラスチック類の割合が最も多くなっております。

このため、海洋プラスチックごみ対策といたしまして、海岸漂着物の回収処理と発生抑制対策に加えまして、廃棄物の発生を抑制し資源として有効利用する3R+Rの促進が重要と考えております。

県におきましては、三重県海岸漂着物対策推進計画に基づきまして、回収処理につきましては、国の補助金も活用して、県や市町の海岸管理者等により実施しております。

また、発生抑制対策といたしましては、海岸漂着物に関するモニタリング調査ですとか情報発信、それから伊勢湾流域圏等の皆様と連携して、楽しみながら取り組める海岸清掃活動など、行動変容につながるような普及啓発を行っております。

さらに、より広域的な取組も必要なことから、愛知県、岐阜県と連携して、伊勢湾流域圏の複数自治体によります広域計画の策定も進めているところで

加えまして、令和3年3月に策定いたしました三重県循環型社会形成推進

計画におきましては、3R+Rを促進するという事としておまして、例えば、みえスマートアクション宣言事業所登録制度によりまして、事業者のプラスチック削減等に係る取組の普及を図っております。また、市町や事業者と連携して、ペットボトルの水平リサイクル、ボトルtoボトルですとか、廃プラスチック類をプラスチックのまま原材料としてリサイクルする、いわゆるマテリアルリサイクルの促進にも取り組んでいるところです。

県民一人ひとりが当事者意識を持っていただき、発生抑制のための行動につなげていくことが重要と考えております。多様な主体が連携した発生抑制対策ですとか、3R+Rをより一層推進することによりまして、海洋プラスチックごみ対策にしっかりと取り組んでまいります。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） 御答弁いただきました。いろいろな取組を御紹介していただきました。

いずれにいたしましても、3Rプラスワンということで、リデュース、出すごみの総量を減らす、リユース、再利用すること、リサイクル、再生産に回すこと、こういったことの徹底しかないと思いますので、今後もしっかりと取組のほうをしていただきたいと思います。

時間も迫ってまいりましたので、次に行かせていただきたいと思います。

新型コロナウイルスの後遺症対策についてであります。

新型コロナの第7波もようやくピークを超え、感染者数も減少する一方で、感染性が消失し、主な症状は回復したにもかかわらず、後遺症と呼ばれる症状、あるいは新たな、または再び生じて持続する症状などに悩む患者が、少なからず見られるようになりました。

この後遺症ですが、全体数は把握できないものの、各都道府県では独自に実態調査をされ、その結果はどこもほぼ同じ割合で、全体の約30%から40%の方が何らかの症状があると回答されております。

内容は、その症状の一番多いものから、倦怠感、次いで動悸・息切れ、味覚・嗅覚障がい等となっており、症状の重さ、期間は人によって異なり、基

礎疾患があるかないか、年齢等はあまり関係なく発症しているとのことであり
ます。

実際にこのような後遺症が現れた患者にとっては、日常生活や仕事、学業
などに支障が出てくることが多く、今や深刻な問題となっております。

また、このような悩みや不安を抱かれる患者に対する診療とケアの手順は
国内では標準化されていないため、医療者側も気のせいと患者に伝えたり診
療を拒んでしまう、あるいは患者自身が医療機関を求めて転々とするといっ
たことが生じてしまい、その結果、過度の不安や悩みを抱え、さらに悪い方
向へ進んでしまうという状況にあります。

そこでお伺いいたしますが、本県の新型コロナ後遺症患者に対する対策は
どのようになっているのか、実態調査をされていると思いますがその結果は、
また、このような患者が社会に復帰するための支援策等をどのように考えて
おられるのか、よろしくお願ひいたします。

[小倉康彦医療保健部理事登壇]

○医療保健部理事（小倉康彦） 新型コロナウイルス感染症の罹患後の症状、
いわゆる後遺症対策について御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者の感染後の症状等については、昨年11月か
ら12月にかけて、3000名に対してアンケートを実施し、400名から回答いた
だきました。うち240名の方が、療養期間終了後も全身倦怠感、嗅覚障がい、
味覚障がい、せきなどの症状があると答えており、そのうち半数の方は、何
らかの症状が3か月を超えて続いたと回答しております。

罹患後の症状、いわゆる後遺症に関する診療のアプローチやフォローアッ
プ方法等につきましては、国が医療従事者向けに「新型コロナウイルス感染
症診療の手引き」の別冊「罹患後症状のマネジメント」として取りまとめて
おり、かかりつけ医等が症状に応じて経過観察や対症療法を行い、必要に応
じて専門医に紹介するといったことによって対応することが十分可能である
と示されているところです。

県では、医療機関に対してこうした内容を周知するとともに、県民に対し

て、県ホームページの三重県新型コロナウイルス感染症特設サイトや相談窓口において、症状が改善せず続く場合には、まずはかかりつけ医や地域の医療機関を受診するよう案内しています。

なお、新型コロナワクチンには、罹患後症状を予防する効果も確認されておりますので、接種機会を積極的に活用いただきたいとも思っております。

新型コロナウイルス感染症に係る罹患後症状につきましては、病態や治療法がまだまだ明らかになっていない点も多いものの、徐々に医学的な解明が進んできています。

県としましては、引き続き県民への情報発信、相談対応を適切に行うとともに、医療機関や関係団体等と連携しながら必要な医療につなげることで、患者の支援に取り組んでまいります。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。

医療関係はもちろん、症状に応じた支援ができる専門家等との連携、また、社会復帰するための財政支援なんかも含めて、今後の取組に期待いたします。

それでは、次に、児童虐待と子育て世帯の養育者支援について、お聞きしたいと思います。

児童虐待については、全国的に増加傾向が止まらない中、本県におきましては、その様々な取組の成果か、平成27年度以降連続で増加してきた件数が、令和3年度は2147件、対前年度比マイナス168件となりました。

しかしながら、2000件を超えている現状であり、まだまだ予断を許さない状況であります。

また、児童相談所における相談種別ですが、一番多いのが心理的虐待で1067件、次いで身体的虐待、ネグレクト、性的虐待と続いております。

そこで、まず一つ目にお聞きしたいのが、令和2年7月から各児童相談所にAIを活用した児童虐待対応支援システム等を導入していただいておりますが、その運用状況はどうか。また、各児童相談所とも従来から人員不足と聞いておりますが、今後の人員支援と専門職の活用はどうされるのか。また、

全ての子どもとその家庭に対して適切な福祉的支援を提供するための子ども家庭総合支援拠点ですが、その活用状況、効果の検証は。さらには、全市町への設置計画等、今後の考え方を伺いいたします。よろしく願いいたします。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 児童相談所でのA Iの活用、また、人材の確保・育成、それと、市町における子ども家庭総合支援拠点の状況等についてお答えします。

県では、平成24年度に発生した2件の死亡事例を教訓に、子どもの安全を第一に考えて迅速に一時保護を行うため、県独自のリスクアセスメントシートを開発しました。このアセスメントシートにより蓄積したデータを基に、A Iを活用した児童虐待対応支援システムの開発を進め、議員からもおっしゃってもらったように、令和2年7月から全ての児童相談所で運用を開始しております。

A Iが示すリスク評価であるとか過去の類似事例等のデータについては、特に経験の浅い職員が一時保護等の判断を行う際に役立っております。また、児童の記録であるとか相談内容を迅速に情報共有できることになりまして、職員の負担軽減であるとか連携強化にもつながっています。

引き続きデータの蓄積を進め、A Iシステムのさらなる精度向上を図っていきたいと思っております。

次に、人材確保についてですけど、児童福祉司の配置基準が人口4万人に1人から3万人に1人に強化されたことなどに伴いまして、必要な定数の確保はしたところなんですけど、全国的に確保に向けた取組が進む中で、一部欠員が生じている状況になっております。また、今後は、児童心理司の増員についても考えていくことが必要になっております。

このため、県では、年間を通じて採用の機会を設けるとともに、県内の大学での出前授業や児童相談所での実習の積極的な受入れなど、採用活動を強化しております。加えまして、研修等を充実させることで、計画的に人材育

成も図っていきたいと思っています。

また、市町における福祉的支援を必要とする子どもや家庭をサポートする子ども家庭総合支援拠点については、現在、24市町で設置されております。

地域で児童虐待の体制や対応力が強化されることが、児童虐待の未然防止や早期発見につながるものと考えておりまして、未設置の市町についてもアドバイザーを派遣するなどし、早期の設置に向けた支援を強化していきます。

今後とも、児童相談所だけでなく、市町、学校、警察など関係者との連携を一層深め、児童虐待防止にしっかり取り組んでまいります。

[30番 小林正人議員登壇]

○30番（小林正人） 御答弁ありがとうございます。今後のさらなる取組に期待いたします。

それで、先ほどの子ども家庭総合支援拠点の業務内容とも関連いたしますけれども、この数年、コロナ禍の影響もあって、虐待の中でも、とりわけネグレクト、養育放棄ということがかなり深刻な問題になっているとのことです。

要は、いろいろな行動自粛によって子どもと関わる時間は増えるものの、どう接し、どう子育てをしたらいいか分からない、そのことによって不安やストレスがたまり、最終的には虐待に発展してしまうという悪循環に陥るとのことです。

そこで、一つ提案なんですけど、子育て世帯の養育者支援として、三重県が主体となり、養育者を対象とした親子の良好な関係を築くための応援講座等を実施されてはどうかと思いますが、御所見をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 確かに、コロナ禍に加えまして共働きの家庭が増えるなど、子育てをする中で身近な人から子育てを学ぶ機会であるとか、養育者同士がつながる機会が減少しております。

県ではこれまでも、みえの親スマイルワークといいまして、子育てをする親が集い、子育ての喜びや不安等を語り合っただけでなく、交流するという取組も進めて

きました。

今後なんですけど、こういうものもさらに充実していきたいと思っていて、こういうスマイルワークのときに子育ての専門家のお話を聞く機会と一緒に設けたりとか、また、身近な地域でこのスマイルワークができるように、そういう指導に当たる人の養成等についても今後力を入れていきたいと思っております。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。今後もしっかりと取組を期待しております。

最後になります。

多様な専門職・人材の確保と登用について、今回はちょっと欲張ってしまっていて、医師、看護師、保健師、介護職員、理学療法士、保育士の確保と登用についてお聞きしたいと思っていましたが、残り4分なので絞らせていただきます。まず、看護師ですね。

こちらについては、就業者数は年々増加傾向にありますけれども、令和7年の需給推計では依然として不足している状況であります。その背景には、勤務体制、時間、環境の悪化、処遇等の問題、また、看護師養成学校等への支援や取組、偏在等があるとされておりまして。今後、この看護師の確保、定着に向けた取組をどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それから、二つ目は、理学療法士の登用についてであります。ここでは二つ提案をさせていただきます。

一つは、令和4年8月に三重県障がい者スポーツ支援センターが開設されました。このことは、障がい者スポーツの裾野拡大や理解向上といったことに大きくつながると思います。こういう支援センターでの理学療法士の活用というのを提案させていただきます。

それから、もう一つの提案ですけれども、県の介護保険事業支援計画・高齢者福祉計画に関わる会議への理学療法士の登用であります。

こういったことを2点提案させていただきますけれども、所見をお伺いし

ます。よろしくお願ひいたします。

○議長（前野和美） 答弁は簡潔に願ひます。

〔中尾洋一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（中尾洋一） まず、看護師、看護職員の総数の確保に向けての勤務環境の改善につきましては、医療従事者の勤務環境の改善に取り組む医療機関を支援するために、医療勤務環境改善支援センターを設置しております。そこで社会保険労務士の資格を持つ労務管理アドバイザー等が助言等を行っております。また、看護職員につきましては、これとは別に三重県看護協会に委託して、看護職員の働き方改革を支援するための窓口を設置して、その中で環境を改善しながら、総数の確保に取り組んでいきます。

また、看護師養成所につきましては、運営に必要な経費を支援いたしておりますが、退学率の実績に応じて加算措置を行っております。その中で教育内容の向上や県内の就業者数の確保につなげていくということにも取り組んでおります。

また、理学療法士につきましては、介護保険事業支援計画の作成に当たっては幅広い関係者の協力を得てつくることが国からも求められております。今現在は、理学療法士は公募委員の1人として参画していただいておりますけれども、次期計画の策定に当たりましては、その委員の選任に当たりまして、理学療法士会からの参画ということで検討させていただきたいと思ひます。

○議長（前野和美） 答弁は簡潔に願ひます。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 三重県障がい者スポーツ支援センターにおける理学療法士の活用ですけど、理学療法士の方は、障がいに応じた体の動かし方の指導や体調管理のサポートなど、この分野でも重要な役割を担っております。これまでも、選手の特性に応じた練習メニューの開発など、御助言いただけてきたところです。

今後は、理学療法士の人にはまずは直接相談できる機会を整備していきたい

と思っています。その上で、ニーズも踏まえながら、将来的な常設配置等についても考えていけたらと思っています。

以上です。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。今後の取組に期待いたします。今回、七つの質問をさせていただきました。自分としては、二つ目、三つ目の質問に重きを置かせていただいたつもりであります。

時代を振り返りますと、1943年の学徒動員、高等教育機関における文科系の20歳以上の学生が徴兵され、戦火に散られました。そのときの思いということを見ると、やっぱり今このときにおいて平和への考え方というのを再認識し、しっかりと。

○議長（前野和美） 申合せの時間が経過いたしましたので、速やかに終結願います。

○30番（小林正人） 考えていかなければいけないと思いますので、今後もよろしく願います。それでは、終結します。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午後0時31分休憩

午後1時30分開議

開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代 表 質 問

○副議長（藤田宜三） 代表質問を継続いたします。34番 長田隆尚議員。

[34番 長田隆尚議員登壇・拍手]

○34番（長田隆尚） 草莽会派、亀山市選挙区選出の長田でございます。

知事、1年就任されました。うちの草莽会派、どういう会派だと思いでしょうか。強靱に込められた強い方もみえれば、しなやかに答える方もいる、そういう会派、草莽会派でございます。

本日は、四つという形の中で、知事のいろんな思いを聞いてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1問目は、「強じんな美し国ビジョンみえ」における「成長のコーリドー（回廊）」に込めた想いについてということで、質問させていただきたいと思ひます。

このたび、一見知事より、長期的な視点から2030年頃の三重の姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示す、令和4年度からのおおむね10年先を見据えた県の長期ビジョンとして、強じんな美し国ビジョンみえが示されました。

基本理念として、「強じんて多様な魅力あふれる『美し国』の実現」が掲げられ、その「現代の『美し国』の実現に向けて」において、「今後、高速交通ネットワークの整備が進む中で、将来的にはリニア中央新幹線の県内駅設置が見込まれており、三重県は、日本の中のいわば『成長のコーリドー（回廊）』の一部をなすことが想定されます。リニア中央新幹線により、大都市圏と短時間でつながることに加え、県内駅を核とした地域づくりを進めることで、三重県が飛躍的に発展していく可能性があることから、リニア中央新幹線の効果を県内全域に波及させるために、今後、どのように取り組んでいくべきか検討していく必要があります」と記述されています。

この「成長のコーリドー（回廊）」という言葉を知ったときに、1980年代、私たちは当時、亀山青年会議所のメンバーであったわけですが、リニア中央新幹線の実現に向けて歩み始めた頃に参考にしてきた、1冊の書籍のことを思い出しました。

そこで今回は、原点に戻る意味も込めて、リニア中央新幹線について、温

故知新ではありませんが、当時、参考にしていた書籍を基に質問させていただきたいと思います。

まず、そのバイブルに当たる書籍が、（現物を示す）この青い本、『「ザ・ジャパン・コリドール」プラン 21世紀の日本列島を設計する』という本であります。

この本は、まさしく国鉄が民営化された1987年に、世界を考える京都座会「テクノポリスと国土創生研究」分科会の石井威望東京大学教授、天野光三京都大学教授、伊藤滋東京大学教授、佐貫利雄帝京大学教授、月尾嘉男名古屋大学助教授によって発刊された著書で、序章には次のように書かれています。

現在、日本、アメリカ、あるいは東南アジアのNICSなどの太平洋を取り囲む環太平洋地域において、新たな技術圏、いわゆる太平洋テクノコンプレックスの胎動が始まっている。人類の歴史を技術文明史的に見ると、かつて中世においては、地中海を挟む南欧、中近東、北アフリカが、また近代においては、大西洋を挟むヨーロッパとアメリカがそうであったように、一つの文明が栄える背景には必ずテクノコンプレックス、すなわち、高度の技術集積を有する地域の広がりが存在し、人類の知的拡大と文明の発展のための大きな原動力となってきた。

今後、21世紀に向けて、太平洋テクノコンプレックスが技術文明の舞台の中心的役割を果たすという認識に立つならば、日本の全世界のGNPの1割以上を占めるという国際的地位にふさわしい国土計画が必要不可欠であり、長期的全体構想の下に、太平洋テクノコンプレックスの中で最もよく調和し得るような国内体制をつくり、その展開のプログラムを内外に明示していくことが必要な時期にきている。

この観点から、国際的に十分通用する国土活用の長期的なグランドデザインを明示することが重要であるという考えの下、変貌しつつある日本の国土空間の新たな展開を推し進めるための具体的な方策について検討を重ねてきた研究の成果の核が、この「ザ・ジャパン・コリドール プラン」であり、

その「ザ・ジャパン・コリドール プラン」を中心に提言としてまとめたのが、その中に書いてある「グランドデザイン・ジャパン パートⅠ」であると書かれております。

そして、その提言「グランドデザイン・ジャパン パートⅠ」は、1、現在の3大都市圏の都市構造の見直しとそのネットワーク化、2、生産空間のニューフロンティアへの展開、3、国際空港群の整備を含む高速交通体系の整備、4、情報・通信体系の国土計画への本格的組み込みを四つのグランドデザインの基本的方向とし、その骨格は、東京－名古屋－大阪間を中央道沿いに1時間で結ぶリニア・エクスプレス、当時はリニア中央新幹線ではなくこう呼ばれておりましたのでこの本に関する箇所ではそのままリニア・エクスプレスという言葉を使っていきたいと思いますが、を軸とした関東コリドール、東京を中心とした半径100キロメートルから200キロメートルの空間、関西コリドール、京都を中心とした空間、中部ネットワーク、名古屋を中心とした空間という大きなアクティビティを持つ空間で形成されている、と書かれていました。

そして、特に、リニア・エクスプレスと沿線地域をザ・ジャパン・コリドールと呼ぶとし、リニア・エクスプレスについては、次のように書かれています。

リニア・エクスプレスは、東京－大阪間の旅客輸送を主体とし、高速で運行するために駅の数は、あまり多くない。将来的には、多様な運行形態を取るなどして、ニューフロンティアに展開する生産空間の分布に応じてきめ細かく停車駅を設け、その生産空間からの高付加価値の製品などを集配送することも期待される。

貨物輸送や情報のスピードが速くなれば、関西新国際空港群や中部新国際空港群の周辺のポテンシャルが東京都市圏に近似的に高まるという効果が期待でき、外資系企業をテナントとするインテリジェントビルなどの事務所需要が増加する可能性も出てこよう。成田空港の周辺地域でも同様な効果が見られるならば、ザ・ジャパン・コリドールの両端と中央でポテンシャルが上

がり、我が国全体がレベルアップすることにつながる。この変化は、かつてなかった新しい変化であり、経済効果も極めて大きなものが期待されると言えよう。

日本の中央部にザ・ジャパン・コリドールが構築され、新東京国際空港群、関西新国際空港群、中部新国際空港群が、真に三位一体の関係となれば、どちらであれ単独の空港群では持ち得ない効果が相乗的に生まれてくる。

ザ・ジャパン・コリドールの内部に我が国の政治・経済・文化の中核部門が、数十分の時間で配置され、ザ・ジャパン・コリドールが豊かな自然と充分な開発余地を持った、新しい我が国の中枢軸として機能する姿が描かれよう。これこそ、「グランドデザイン・ジャパン パートⅠ」の持つ意義の具現化であり、新しい国土創成であると考えてるのである、と書かれています。

この「グランドデザイン・ジャパン パートⅠ」の概念を示したのが、この図に当たります。（パネルを示す）ザ・ジャパン・コリドールの主軸であるリニア・エクスプレスは、筑波研究学園都市から成田の新東京国際空港を経て、東京都中心部を西に向かい、甲府、飯田、多治見などの盆地、丘陵地を通り、ほぼ直線的に中部新国際空港の北部、京滋、京奈などの山地、関西文化学術研究都市をかすめて、大阪梅田に入るルートと、奈良の北東から分岐して関西新国際空港に連絡するというルートからなっています。

ちょうど9月の令和4年度三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進大会において、奈良県の荒井知事から、インバウンドをリニアに取り入れるということで、新大阪駅の空間確保や空港アクセスの改善を図るメリットもございますので、リニア中央新幹線を新大阪駅から伊丹空港まで延伸することを提案しております、10キロばかりでございますが、伊丹が夜間、早く閉まる間は、新大阪の留置線として活用できるのではないかというようなアイデアでございます、というような発言もございました。

三重県においては、このたび、知事の示された強じんな美し国ビジョンみえの基本理念に、「三重県は、日本の中のいわば『成長のコリドー（回廊）』の一部をなすことが想定されます」と記述されるとともに、知事提案説明等、

様々な箇所はこの成長のコリドーという言葉がたくさん出てまいります、成長のコリドーという言葉をもどのような思いを込めてお使いになっているのか、知事にお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ほかの会派の方々と同様に、しなやかで強靱な政策提案をしていただいている草莽の先生方に、日頃、大変お世話になっているところでございます。

「ザ・ジャパン・コリドール」プラン、実は長田議員に教えていただくまで寡聞にして知りませんでした。したがって、成長のコリドーという名前を私ども事務方と相談しながらつけさせていただいたんですけれども、たまたま同じ言葉を使うということになったものでございます。

コリドーという言葉で本当にいいのかどうか、ええのかなとよう相談したんですけど、例えばアベニューとかいう言葉もあるし、ブルバールという言葉もあるし、コリドーでええかなということにつけさせていただいた。

結果において、なぜコリドーというのを使ったかという、やっぱり回廊という人が行き来をする、リニア中央新幹線はやがては貨物が出てくるかもしれない、まずは人流に大きな影響を与える、人を速いスピードで運ぶということでございますので、であれば、特定の歴史的建造物から道が出ているアベニューという言葉、あるいは大きな道路という意味でのブルバールというよりも、コリドーのほうがふさわしいかなということで名づけさせていただいたわけでございます。

日本は、御案内のように、人口減少の荒波に洗われております。国立社会保障・人口問題研究所の推計で、中位の推計でありますけれども、2065年には人口が8800万人に減っていくと、今の4分の3でございます。そうなると、国力はどんどん落ちていくわけです。

他方、国外に目を転じますと、東南アジアは、欧州、北米の発展に続いて、これからかなりの間、成長の弧と言われるんですね。成長する地域になると考えております。ここの成長力をどうやって日本に取り込んでいくのか、こ

れがこれから日本が生き残っていく大きなポイントになってくるんだと思います。

そのときに、東京と大阪と仮に言わせていただきますけれども、つくばという考え方もあるかもしれませんが、ここを高速で輸送することによって、日本全体は残念ながら経済力が縮んでいっても、この地域はこれからも経済成長を維持して、日本の成長を牽引していく地域であるだろうと思っております。リニア中央新幹線が結ぶ地域はまさにその地域。加えて、東海道新幹線が結ぶ地域も重なるところがございまして、三重県は残念ながら東海道新幹線は駅がございませんでした。

ところが、リニア中央新幹線は三重県に駅ができます。議員御指摘のように、三重県にできる駅、あるいはこの力を三重県全体にどうやって及ぼしていくかというのを、これからしっかりと考えていかないとはいけません。

人が行き交うということは、情報が行き交うということになります。また、貨物ではないにしても、物も当然行き交います。それを、三重県にとって大きなチャンスに変えていかないかと思っております。

リニア中央新幹線ができますと、もちろん三重県に住んでいる人が、東京や大阪、ほかの地域もそうですけれど、行くのにすごく便利になります。それだけではありません。東京や大阪だけではなくて、沿線から多くの観光客がリニア中央新幹線を使って三重県にも来てくれます。

加えて、2地点居住、あるいはリモートワークなどが進んでいきますと、三重県に住んで、東京や大阪に通って仕事をするという方々も出てこられると思っております。

そういった地域の活力、先ほど申しあげました外国の活力も含めてですけれども、それを三重県に集めて、三重県の発展を期していきたいと考えております。そういった思いから、成長のコリドーと名づけさせていただきました。

また、スーパーメガリージョンという言葉もございまして。東京から大阪まで、この地域は、この地域だけでヨーロッパの一国に相当するような経済力

を持っております。そうした力をこれからも継続していくためには、高速の鉄道というものの機能をフルに発揮させるということが重要であろうと考えております。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） ありがとうございます。

ちょうど当時、先ほど申しあげました月尾教授が、その後、東京大学におみえでしたので、そのときに東京大学の教授の部屋まで行って、いろんなことをお話しさせていただいたことも思い出させていただいた次第でございます。

『「ザ・ジャパン・コリドール」プラン』は、3年後に、1990年ですが、『「ジャパン・コリドール」プラン リニアネット21が日本を変える』として、関東コリドール、関西コリドール、中部ネットワークに加えて、北海道、東北及び西日本、中国、四国、九州、沖縄という、全国にわたるジャパン・コリドール・プランとして提言されるに至っています。それが、（現物を示す）この赤い本になります。

昭和39年に開通した東海道新幹線は、現在、満杯の状態にあり、早急に代替高速輸送機関を整備する必要に迫られています。東京－大阪間程度の距離にはリニアエクスプレスが最も適した輸送機関であり、また、我が国の山地・丘陵地の多い地形を考慮するならば、リニアエクスプレスの必要性は極めて高いものがあります。

また、東京一極集中という我が国の国土利用の形態を多極分散型の国土形成へと転換させるためにリニアエクスプレスの持つ時速500キロメートルという速度が重要な意味を持っています。東京－大阪間約500キロメートルを1時間で結ぶことになり、東京を中心にして考えますと、大阪、名古屋が東京都下の市と同様の時間距離になるので、中枢機能が大阪、名古屋に立地することが可能になるわけですというふうに、赤い本には記述されておるということも申し添えておきたいなと思います。

続きまして、リニア中央新幹線の三重県駅が開業することによって、どの

ような三重県を描いていただくのかということについて、お伺いしたいと思います。

1992年7月に、『「ザ・ジャパン・コリドール」プラン』の著者である天野光三さんを代表として、明日の日本を視野に入れ、中央新幹線沿線の9都府県の学識経験者が、専門の分野から中央新幹線の実現に向けて自由に議論し、その成果を広く周知することを目的とした中央新幹線沿線学会が設立されました。

そして、中央新幹線沿線の広範な分野の学識経験者が会員となり、定期的なシンポジウムの開催などにより、学術的な立場から、東京一極集中是正、地球環境保全、東海道新幹線の抱える課題の解決等に関して、中央新幹線の持つ意義や役割について意見交流が開催されるようになりました。

この冊子が、（冊子を示す）当時、天野光三教授によって基調講演で使われた冊子でございます。この基調講演の中で天野光三先生は、中央新幹線が必要な理由として次の五つを掲げておみえでした。

一つ目、東海道新幹線の果たしている役割はこのまま10年、20年も果たせないことから、国土の大動脈である東京－大阪間の輸送力を抜本的に改善する必要がある。

二つ目、幹線網から離れていた地域をひのき舞台に出せるとともに、限られた日本国土を有効利用できることから、地域格差是正、均衡ある国土形成に寄与できる。

三つ目、東京一極集中問題の緩和、解消のために、有益な条件をつくり出すことができる。

四つ目、二酸化炭素の抑制に有効な中央新幹線に航空客を転嫁させ、地球環境保全に役立てることができる。

五つ目、羽田、伊丹空港の発着枠をローカル線、国際線に転用が可能となることによって、空港の容量を救済できる、というふうに書かれています。

（パネルを示す）この表が、学会のその後の主な活動の記録をしたものでございます。この表にもありますように、1994年には三重県でも津市内

のホテルで、都道府県版シンポジウムである、中央新幹線ミニ沿線学会議シンポジウムが開催されました。

当時、コーディネーターを務められたのは、伊賀上野出身のNHK解説委員の田畑彦右衛門さん、後の三重県総合文化センター総長でありました。

(冊子を示す) 青い冊子が当時の冊子に当たります。

その後、2001年、リニア中央新幹線沿線学会議から、『リニア中央新幹線で日本は変わる』という著書が発行されました。それが、(現物を示す) この本になります。

この本は、リニア中央新幹線沿線学会議による10年にも及ぶ議論の結果、リニア中央新幹線の持つ意義は、国際的な大競争時代における経済社会発展への寄与、災害に強い安全な国土形成への寄与、エネルギー・地球環境問題への対応の三つに集約されるとし、リニア中央新幹線ができることによって、これまで東海道新幹線の沿線から外れていた山梨・長野・三重・奈良などの地域も国土の骨格となる幹線交通ネットワーク上に位置するようになり、それらの地域には交流機会の拡大や地域活性化などの面で大きなインパクトがもたらされる。

リニア中央新幹線の効果が沿線地域だけにとどまるものでは決してなく、国土中央部の時間短縮は、新幹線や在来幹線鉄道との連携を通じて日本中の地域間相互の交流時間を短縮させるということである、と書かれています。

そして、三重県の将来像について、この本の中に「リニア中央新幹線と21世紀の地域づくり」というところがあるんですが、その「三重県はこうなる」という箇所には次のように書かれています。

交通は経済、文化を動かし、地域に大きな影響を及ぼすものである。三重県は江戸時代まで国土の幹線である東海道が通っており、また、お伊勢参りなど、多くの人でにぎわっていた。しかし、明治時代以降、東海道本線や東海道新幹線、名神高速道路のルートから外れ、それらの沿線地域に比べて相対的に発展が遅れた。日本の中央部に近いという地理的条件の有利さにもかかわらず、愛知県とは対照的に、1970年代以降も加工組立工業などの先進産

業の展開が十分に進まなかったのは、交通基盤整備の遅れが原因である。

途中ちょっと省略しますが、工業生産を主体とした地域開発政策の時代は終わり、大都市とそうでない地域が交流をしてそこから経済的利益や文化的な刺激、生きがいを得ていく時代に変化しているということもできる。

だが、いずれにせよ、三重県は公共投資が非常に少ない。新幹線やジェット空港などの交流基盤もなく、それ以上に下水道などの生活基盤の整備が非常に遅れている。これでは研究開発機能の集積も大都市との交流も進まない。

そこで、リニア中央新幹線のような交流基盤が三重県にできることが非常に大きな意味を持つ。三重県は、これをどう活用していくのが重要であろう。これからの地域開発は、国の主導で行うのではなく、地域が自ら提案し、資金を出していかなければならないのである。

リニア中央新幹線は21世紀の三重県を支える交流基盤と位置づけ、県民の総意の下でうまく利用していかなければならない。県内の南北格差是正の意味でも、県全体のアクセスを考える必要がある。周辺地域の都市開発の契機と考えるのではなく、県土全体の交通網再編の機会として考えるべきである。

具体的に考えられることは、一つ目に四日市、津、亀山を結ぶ三角形から県土に伸びる在来鉄道とうまく連携させることである。

二つ目は高速道路整備の成果を生かし、高速バスを利用することである。三重県には既に東名阪自動車道と伊勢自動車道が整備され、第二名神高速道路や近畿自動車道紀勢線が現在、整備中である。

三つ目は滋賀県の湖南・湖東地域との連絡に注目することである。アクセスをうまく整備すれば、リニア中央新幹線をきっかけに三重県を経由した新たな交流のルートを形成することができるだろう、であります。

先日、知事と市長の円卓対話が、津市長、鈴鹿市長、亀山市長を交えて行われました。医療、消防、広域的な考え方についてもありましたが、リニア中央新幹線三重県駅を生かしたまちづくりについての話がなされました。津市の前市長からは、津市、鈴鹿市、亀山市の市境を超えた、広域的なまちづくりのプランも必要であるというような話もございました。

その中で、一見知事からは、リニア中央新幹線三重県駅については、県民にとって使いやすいことに加え、県外から研究施設や産業を誘致できるような場所を考えなければならないという発言もありましたが、リニア中央新幹線の三重県駅開業を、三重県の成長、発展にどのようにつなげようとしており、どのような三重県の姿を描いているのでしょうか。

令和5年度三重県行政展開方針（案）には、三重県リニア基本戦略（仮称）を策定すると書かれており、まさにそれが三重県の姿になるのかもしれませんが、強じんな美し国ビジョンみえの目標よりさらに先のリニア中央新幹線三重県駅開業によって目指す三重県の姿についてどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） くしくも今日は10月14日、鉄道の日であります。150年前、明治5年の今日、太陰暦と太陽暦で違いますけど、横浜と新橋の間に初めて日本で鉄道が走った日でございます。

鉄道にはいろんな鉄道がございまして、私も鉄道局で働いておりましたが、リニア中央新幹線とか新幹線のような高速鉄道、それから在来鉄道、都市鉄道、貨物鉄道、様々な鉄道がございまして。

高速鉄道だけではなかなか機能を発揮できないところでございまして、三重県では都市鉄道と貨物鉄道は今直接大きな関係はありませんので置いときますと、高速鉄道と在来鉄道を使って、三重県にリニア中央新幹線が来たときに三重県をどう発展させていくかということも考えなければいけません。

ただ、鉄道だけではなかなか難しい。三重県は道路交通に優位性を持っております。道路を使ったバスの交通なども含めまして、リニア中央新幹線の効果を三重県全体に及ぼしていく必要があると思っております。

そのときに、考えやなあかんキーワードは幾つかあると思っております、一つは定住人口の増加ということがキーワードの一つかなと思っております。

高速鉄道、例えば三重県駅から品川駅まで、今の計画では60分で行くということでもありますし、それから、大阪まで僅か20分で行くということであり

ますので、リニア中央新幹線によって今までなかったようなライフスタイルというのを実現することが可能になってまいります。三重県に住んでいて、大阪や東京に通うこともできてくるんじゃないかと思います。2地点居住の候補地ともなります。

また、コロナ禍は非常に最悪ではございましたが、テレワークが利用されるというような生活様式の変化をもたらしておりますが、これによって三重県に居住していて、月に1回ぐらい東京や大阪に行くだけでもいいということで、三重県に住む人が増えてくるというように考えておるところでございます。人口減少対策をしっかりやっつけていかないとというときに、リニア中央新幹線は三重県にとってプラスに働くのではないかと考えております。

キーワードの二つ目は、企業誘致であります。大都市圏との時間距離が短縮されますので、場合によると本社機能が三重県に移転して来たり、あるいは研究拠点、これは周りの住環境などがよければやっぱり来てくれますので、そういった意味でそういったものを誘致してくるというのは重要やと思います。三重県にはものづくり産業の集積というメリットもあります。これを生かして、企業誘致ということでしっかりやっつけていきたいとも思っております。

もう一つは、観光の振興であります。三重県内は、北部も南部も伊賀にも中勢にも、魅力的な観光資源が豊富でございます。インバウンドで、リニア中央新幹線を使って多くの外国の方に三重県を訪れてもらう、また、ワーケーションなどを併せて進めるということによりまして、多くの日本人の方に三重県に来ていただくというようなことを考えていく必要があろうかと、そういった三重県の姿を実現していきたいと思っておりますが、そのためには、冒頭申し上げましたし、議員からも御指摘いただきましたけれども、リニア中央新幹線三重県駅周辺をどうやって開発していくかとか、あるいは鉄道もしくはバスを使ったアクセス向上をどう考えていくかということが重要であろうと考えております。

そういう意味で行政展開方針（案）にも書かせていただきましたが、三重

県リニア基本戦略（仮称）というようなものを策定して、検討を深めていきたいと考えておるところでございます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） ありがとうございます。

定住人口の増加、企業誘致、観光振興ということをお答えいただきました。また、その辺のところは、多分次の質問にも関わってまいりますので、そこでも改めてお伺いしたいと思います。先ほどこの本の中で、「三重県はこうなる」というのを紹介させていただきました。最後にはこう書かれております。東京の人々が明治神宮に行くような感覚で伊勢神宮にお参りする、そんな時代が訪れようとしている、でございます。まさに、三重県の人たちにとっても、気軽に東京、大阪へ行ける日が一日でも早く来ることを期待したいと思っております。

では、続きまして、リニア中央新幹線三重県駅開業を活かした地域公共交通の活性化についてというところで、お伺いしたいと思います。

先ほどの『リニア中央新幹線で日本は変わる』にも書かれていましたが、県土に伸びる在来鉄道とリニア中央新幹線三重県駅をうまく連携させることも、三重県駅の利便性、利用率を高める上で大切な要素となっております。

そんな中、今年4月にJR西日本から、地域の住民と各線区の実態や課題を共有することで、より具体的な議論をすることを目的に、線区の経営状況に関する情報公開がなされました。

鉄道の利用状況を示す2019年度の輸送密度が、運行困難の目安となる1日当たり2000人を割り込む17路線30区間が対象で、三重県に関連する路線としては関西本線の亀山ー加茂間が対象となっております。

国土交通省は、今年2月14日に、鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会を発足させ、7月に、地域の将来と利用者の視点に立ったローカル鉄道の在り方に関する提言を公表いたしました。

そこでは、「はじめに」で次のように書かれています。

鉄道は、大量輸送性、定時性、速達性を兼ね備え、多くの利用があれば環

境への負荷も低い優れた輸送機関である。また、地域の幹線として機能している場合、バス等の二次交通を含めた地域の公共交通全体の在り方を左右する大きな存在である。さらに、線区によっては、我が国の社会経済活動を支える基幹的ネットワークの一部を形成し、都道府県や市町村の圏域を超えて、特急列車等の優等列車や貨物列車が走行しているものもある。

一方で新型コロナウイルス感染症は、鉄道など公共交通機関にも甚大な影響を与えた。感染拡大期における出勤、出張、観光の自粛や、いわゆるインバウンド需要の蒸発はもとより、リモートワークの進展などニューノーマルが拡大、定着する中であって、コロナ後も旅客需要が元の水準に戻ることはないという意見も多い。

ただ、特にローカル鉄道における利用者の減少は、新型コロナウイルス感染症の拡大以前から、人口減少、少子化の進展、モータリゼーションを前提としたライフスタイルや都市構造の変化等により、相当程度進行していたにもかかわらず、危機意識が広く共有されてこなかった。人口減少がこれからさらに加速すると予想されている中、新型コロナウイルス感染症は、近い将来必ず対応しなければならない問題について、今すぐ対応せざるを得ない状況を作り出したに過ぎない。

民間事業者である鉄道事業者各社は、鉄道路線の維持に向けて、自らの経営努力として、列車の減便や減車、優等列車の削減・廃止、駅の無人化等の経費削減策、投資の抑制や先送り等により対応してきた。その結果、公共交通としての利便性が著しく低下し、利用者のニーズから乖離したため、さらなる利用者の逸走を招くという状況が出てきている。さらには、民間事業者として許容できないレベルの大幅な赤字収支となり、将来に向けた持続可能性が失われつつある線区もある。

こうしたローカル鉄道の危機的状況を放置すれば、地域の発展を阻害し、利用者に不便や不安を来し得るにもかかわらず、鉄道事業者は、ローカル鉄道を経営上の重荷としか見ていないのではないか、その再生方策について関係者と十分な協議をし、徹底的に競争力の回復に取り組んできただろうか、

その一方で、国や地方自治体はローカル鉄道の現状を直視し、効果的に対応してきただろうか、見て見ぬふりをして、鉄道事業者任せにしてきたのではないか、これが、本検討会の問題意識である、です。

9月の知事提案説明では、地域公共交通について次のような発言がありました。

利用者の減少により危機的な状況に置かれている各地のローカル鉄道は、新型コロナの長期化によって一層厳しさが増えています。

このため、県は6月に伊賀市、亀山市及び西日本旅客鉄道株式会社の参画を得て、関西本線活性化利用促進三重県会議を立ち上げ、関西本線の維持・存続に向けて連携していくことについて合意したところです。

一方、国土交通省は有識者による検討会議を設置し、同会議は7月に国の関与や支援の在り方を含む提言を公表しました。今後、提言を踏まえた国の支援に関する検討状況も注視しつつ、利用促進等の具体的な取組を関係者間で連携して進めることで、関西本線をはじめ、地域鉄道の活性化を図っていきます、であります。

実は、同じJR西日本管轄の区間では、草津線の柘植－貴生川間、紀勢本線の新宮－白浜間は、その次のレベル、1日当たり2000人から4000人未満の区間に該当しますが、リニア中央新幹線三重県駅の利便性を高め、乗降客を増やすという観点からも、利用促進の具体的な取組を関係者間で連携して進め、地域鉄道の活性化を図っていく必要があると思います。

全国新幹線鉄道整備法に基づく昭和49年の整備計画により整備が行われている北海道新幹線、東北新幹線、北陸新幹線、九州新幹線の鹿児島ルート、そして九州新幹線の西九州ルートの五つの整備新幹線を整備するに当たっては、安定的な財源見通しの確保、収支採算性、投資効果、営業主であるJRの同意、並行在来線の経営分離についての沿線自治体の同意の五つの条件を満たしていることを確認した上で、着工するとしておりますが、先日、一般質問で稲森議員から、リニア中央新幹線と関西本線、どちらが大切ですかというような質問もございましたが、むしろリニア中央新幹線三重県駅と

在来線の相乗効果を生かしていく必要があると思います。

関西本線だけでなく、県内の在来線の在り方についてどう考えていくのか。例えば、先ほどの『リニア中央新幹線で日本は変わる』に示されていたような、四日市、津、亀山を結ぶ三角形から県土に延びる在来鉄道をどう連携させていくのか、在来線のネットワークの構想についてお伺いしたいと思います。

また、先ほども申し上げましたが、先日、令和4年度の三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進大会において、同じく奈良県の荒井知事から、地域の交通体系の確保というのが大きな視点でございまして、そのような観点からリニアの威力を地域に広く発揮してもらうために、奈良県ではリニア奈良市付近駅と関西空港を和歌山線で在来線の特急を走らせる構想でその準備を進めています、在来線の改良ということでございまして、という発言もありました。

奈良県の荒井知事の構想のような形の中で、例えば、先ほどの観光振興ではありませんが、リニア中央新幹線三重県駅から南紀であったり鳥羽であったり、特急を走らせるような構想は持っておみえなんでしょうか。

加えて、先日の知事と市長の円卓対話では、鈴鹿市の末松市長から、3市をぐるぐる回るような交通機関の提案があった中で、知事からは、バス、タクシーを含めた地域公共交通の在り方についても考えていく必要があるというような発言もございました。

バスについては、地域公共交通網形成計画が各市町で策定され、令和2年の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を受け、県もちょうど令和5年度三重県行政展開方針（案）にもありましたように、三重県地域公共交通計画（仮称）を策定していくことになっています。

令和元年の一般質問で、京都府では、京都府域のJR関西線加茂駅以東について、京都府、笠置町、和束町、南山城町が共同でJR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通網形成計画が策定されていますという例を紹介させていただきましたが、リニア中央新幹線三重県駅開業を生かした、在来線だけ

ではなく、三重県としての地域交通の活性化についてどうお考えか、併せて3点についてお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） まずは、公共交通の活性化についてお話をさせていただきたいと思います。

これから、人口はどんどん減ってくるという予測がなされております。その中で公共交通を今までのように維持していくのは難しいです。公共交通、鉄道、バス、タクシー、それから自家用車のプラント輸送的なもの、有償利用と言いますが、というような順番に考えていったときに、鉄道とかバスは人口が増えていく前提で計画されたものがほとんどであります。

ただ、これから社会がますます高齢化して行って、自分で車を運転できやへん、公共交通を頼らなければいけない人が増えてくるという中で、公共交通の問題をどう捉えてどう対応していくかというのは、我々行政に課せられた大きな使命であると考えております。

鉄道に関しましては、議員から御質問いただきましたけれども、関西本線活性化利用促進三重県会議というのを県で設置しまして、沿線の亀山市、伊賀市に入ってもらいました。また、JR西日本、鉄道事業者に入ってもらいまして、議論しているところでございます。

対象は、JR関西本線でございます。関西本線も、残念ながらモータリゼーションの流れの中で利用者が減ってきました。輸送密度は1987年には4294人おったんですが、2021年は僅か766人です。

鉄道を維持する、そのためには乗って残さないといけないということでございます。ほかの地域でございましたが、乗りもしないで鉄道を残してくださいという声がありますということも聞いたこともあります。やっぱり乗って残さんといかんです。

そのためには、沿線の方々がどのように利用するかということを考えていかないと、交通弱者と言われていた高齢者の方とか、あるいは学生が困ることになります。そういったことをこの会議では議論しているところで

あります。

また、バスも利用者減少傾向にあります。乗り合いバスの輸送人員は、三重県内は2000年に3734万人おりました。それが2020年には1740万人ということで、半分以下に減ってしまいました。利用者が減少傾向にありますし、運転手不足も重なって不採算路線の縮小と廃止が進んでおります。このままでは、高齢者や学生が移動するのに困る状況になります。

そこで、日本各地では、例えばオンデマンドバスでありますとか、AIの配車システムとか乗り合いタクシー、こういったことが手だてとして使われています。

最終的には、完全自動運転ができますと、この問題は解決するかもしれませんが、これにはかなりの時間がかかります。それまでの間、例えばBRT、バス・ラピッド・トランジット、それからグリーンスローモビリティ、これはゴルフカートの車両を使うような域内の輸送ですけど、こういった取組をしていくことも必要であろうと思っています。

ただ、そういう先進的な取組だけではなくて、地道な地に足がついた取組をやっつけていかなあかんと思っています。例えばスクールバス、これは学校の通学のときに使いますが、学生が学校にいる間、幼稚園児が学校にいる間、使っていませんので、これを使って高齢者の輸送をするとか、あるいは高齢者施設のバスなんかも、白ナンバーでありますけど、これを特例的に人の輸送に使うということも制度として道路運送法でできますので、そういったことをやる。あるいは地域地域でボランティア輸送、三重県でも答志島で2020年からモデル事業をやっていますけれども、市の車だとか町の車を使いまして、ボランティアの方々に輸送してもらおうというようなやり方も考えていかなあかんと思っています。あらゆる取組を総動員して、地域公共交通の活性化を図るべきだと考えております。

それらを取りまとめるような形になるかと想定していますけど、三重県地域公共交通計画を策定する予定にしているところでございます。

それから、リニア中央新幹線との関係であります。リニア中央新幹線と在

来線、あるいはバスとの関係、先ほども御答弁申し上げましたけれども、非常に重要でございます。

リニア中央新幹線には全国新幹線鉄道整備法の並行在来線の考え方はございません。リニア中央新幹線には並行在来線がないのです。リニア中央新幹線も栄えるべきでありますし、並行して走っている関西本線も活性化すべきであると考えております。

それだけではなくて、両方の効果を高めるようなやり方というのも必要であろうかと思っています。これはリニア中央新幹線の駅位置にもよりますし、その駅の周辺をどうやって開発していくかということにもかかっているかと思っていますので、しっかりとした検討をこれから進めていきたいと思いません。

先日、荒井知事と一緒に岸田総理を訪ねさせていただきました。10月11日でございますけど、これは議員から御指摘いただいた、9月6日に三重県で開催しました三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進大会の決議をお持ちして要請させていただいたところでございます。総理からは、しっかりと三重県でも取り組んでほしい、政府としてもしっかりと頑張っていくということをおっしゃっていただきました。

それに先立ちます10月9日に総理は、F1を観戦するというところで三重県においでになられました。F1は、長い歴史がございますけれども、2回だけ富士スピードウェイで開かれましたけど、あとは鈴鹿市で開かれています。

様々な理由があるとは聞いてはいますけれども、一つの大きな理由はアクセスが便利であると。白子駅を使えば鈴鹿サーキットまでそんなに時間がかからんと来れるということで、アクセスというのは非常に重要であります。それは必ずしも鉄道だけではありませんが、鉄道と自動車を使って、あるいは自動車だけでもいいんですけど、非常に重要であります。

リニア中央新幹線と在来線の相乗効果の話の中で特急を走らせるかどうかという、荒井知事が様々なアイデアを用いていらっしゃる。

三重県で特急を走らせるかどうかは、これはもうデスティネーション、目

的地にもよると思います。どれだけの輸送量があるかにもよってくると思います。今、どこで特急を走らすべきだということをこの場で申し上げるとするのは難しいですけれども、今後、在来線を使ってどのぐらいの人が移動するか、これによって場合によってはそういったことも今後考えていく必要があるのかなと思っていますところでございます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） ありがとうございます。全体の地域公共交通という形で聞かせていただきました。

よく新幹線ができて、ある程度のところが第三セクターになっている、あるいは交通の利便性によって第三セクターに移ったような例があります。例えば四日市あすなろう鉄道であったり、伊賀鉄道であったりがそうだと思います。

ちょうどみえ県議会出前講座か何かの関係で、四日市南高校に行かせていただいたときに、当時の校長先生から、白子方面から四日市南高校を受験する方が減ったんだと話がありました。なぜですと話をしたら、あすなろう鉄道が別の会社になったので、乗り継ぎによって料金が高くなって定期券代が高くなるんだ、それが一つの原因ですということもございました。

先ほど、亀山、鈴鹿、津という話もさせていただきましたが、例えば鈴鹿に行くにしても伊勢鉄道はまた初乗りになってしまいます。例えば、亀山を起点としたJR東海、JR西日本は初乗りが適用されませんので、その辺のところは料金体系としてうまく機能して、行くことができるんですが、どうしても津、河原田、あるいは四日市で乗り換えた場合にまた初乗りになるということが大きなネックになっておると思いますので、そういうような面でも公共交通の在り方について、今後また考えていただければと思います。

新幹線鉄道の建設とともに、在来線の能力アップも必要である。在来線は、貨物輸送のほかにも、通勤、通学輸送に大きな役割を担う。また、新幹線の恩恵に浴さない地方都市や地域を新幹線につながる都市に結ぶ。在来線が、

旅客、貨物の両面で生き生きと働いてこそ新幹線も鉄道全体も生きてくるのである。赤字路線の撤去によって地域の産業が衰え、人口が都市に流出すれば、過密、過疎は一段と厳しくなり、その鉄道の赤字額をはるかに超えた国家的な損失を招くおそれがある。

この文章は、今からちょうど50年前、全国新幹線鉄道網が考えられた昭和47年に発行された、懐かしい『日本列島改造論』の中に書かれています。

ぜひとも、国の支援に関する検討状況も注視しつつ、利用促進等の具体的な取組を関係者間で連携して進めていただき、リニア中央新幹線三重県駅と在来線による相乗効果が得られるような計画をつくっていただきますことをお願い申し上げたいと思います。

それでは最後の、令和5年度当初予算調製方針について、お伺いしたいと思います。

先日、令和5年度当初予算調製方針、令和5年度三重県行政展開方針（案）が示されました。

「当初予算調製の基本方針」には、令和5年度は、防災・減災、県土の強化対策をはじめとした県民の命と暮らしを守るための取組をしっかりと進めつつ、生まれ育った環境にかかわらず、子どもが豊かに育つことができるよう、子育て支援策をさらに充実させます。また、三重県の魅力を国内外に強力に発信し、観光誘客をさらに促進するとともに、カーボンニュートラルに向けて、ものづくりをはじめ県内企業の新たな領域への挑戦や業態転換への取組を支援します。

さらには、原油価格や電気料金等を含む物価高騰等に苦しみ県民生活を守る取組、グリーン化やデジタル変革など、県民が未来に希望を持ち、幸福を感じながら、元気に、安全・安心に暮らせる持続可能な三重県の実現に向けた取組を進めていきます。

こうした施策を力強く展開していくため、関係部局が緊密に連携して知恵を絞り効果的な事業を構築することを基本方針として、令和5年度当初予算編成を行います、とあります。

また、令和5年度三重県行政展開方針（案）における「注力する取組」につきましては、必要な予算上の対応を行います。とりわけ、県民のいのちを守る取組、子どもの育ちや子育ての支援に資する取組及び観光振興の取組に関しては、予算調製過程において事業をブラッシュアップしながら大胆に重点化を図ります、とあり、令和5年度三重県行政展開方針（案）には「注力する取組」として、1、県民のいのちを守る、2、未来を担う子どもたちを守り育てる、3、賑わいのある観光を取り戻す、4、時代の変化に対応し三重の産業を振興する、5、誰もが暮らしやすい社会をつくる、6、人口減少対策に取り組み選ばれる三重をつくる、の六つの項目が掲げられています。

（パネルを示す）この図は、令和5年度当初予算要求基準を示すものですが、大きく分けると、義務的・その他の経費と裁量的な政策経費に分けられ、令和5年度当初予算要求に当たっての基本的事項には、裁量的な政策経費について、令和5年度三重県行政展開方針における重点事業については、重点施策枠として所要額要求することができる。とりわけ、県民のいのちを守る取組、子どもの育ちや子育ての支援に資する取組及び観光振興の取組に関しては、予算調製過程において事業をブラッシュアップしながら大胆に重点化を図る。

ヘリの点検費用等、一部を除いて、一般経費（非公共事業）については、令和4年度当初予算の一般経費の90%以内とした上で、事業間にめり張りをつけられるよう、90%以内とした額に対し最大1.3倍まで要求することができる。ただし、県民のいのちを守る取組、子どもの育ちや子育ての支援に資する取組及び観光振興の取組については、所要額要求することができる。

公共事業については、令和4年度当初予算（一般財源ベース）の100%以内で要求することと書いてあります。

令和5年度三重県行政展開方針（案）の県民のいのちを守る取組には、激甚化・頻発化する自然災害や新型コロナ等の感染症の脅威から県民のいのちを守ることが県政の最重要課題です。

近い将来の発生が危惧されている南海トラフ地震や、全国各地で甚大な被

害が相次ぐ風水害から県民のいのちを守るため、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策に取り組む必要があります。このことから、南海トラフ地震等による津波からの避難を確実なものとするための実効性の高い対策を実施するとともに、県災害本部の機能強化を図ります。

あわせて、道路や河川等のインフラ整備に着実に取り組むことで、災害に屈しない県土づくりを進めます。特に、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等を活用し、県土の強靱化に向けた対策を強力かつ計画的に推進します、とありますが、道路や河川等のインフラ整備に着実に取り組むことで、災害に屈しない県土づくりを進めるためには、公共事業の担う面も非常に大きいのではないかなと思います。

みえ元気プランには、例えば「災害に強い県土づくり」には、「めざす姿」に、河川整備や堆積土砂の撤去に加え、流域全体で水害を軽減させる流域治水プロジェクトが進んでいます。

土砂災害から県民の皆さんの命、財産を守る堰堤等の整備が進み、特に要配慮者利用施設等の保全が進んでいます。また、盛土災害を防止する通報体制の整備や、山地災害危険地区における治山施設整備が進んでいます、と書かれ、「課題の概要」として、豪雨等が頻発化・激甚化する中で、県内河川は雨水の流下能力がまだまだ不十分な現状に加え、土砂の堆積により流れが阻害され、浸水被害が多発するリスクが高まります。加えて、山地では土砂崩れも増加し、周辺の社会福祉施設を含めた住民への被害が生じるリスクが高まります、と示されていますが、K P I（重要業績評価指標）の一つである河川の流れを阻害する堆積土砂の堆積量（累計）は、現状値の270万立方メートルを令和8年度の目標値として185万立方メートルにするとしか書かれておらず、5年間の削減は40%でしかありません。

そこで、県土整備部長にお伺いしますが、先ほど例示した河川の堆積土砂の撤去や急傾斜地の整備を含む土砂災害対策の推進について、整備し切れない部分がまだまだあると思いますが、それがどれぐらいあり、このままのペースでいけば、整備にあと何年くらいかかると想定されているのか、お伺

いしたいと思えます。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、河川堆積土砂撤去及び土砂災害対策の現状と整備に今後どれぐらいかかるのかについてお答え申し上げます。

河川の堆積土砂の撤去や急傾斜地の整備を含む土砂災害対策については、みえ元気プランに5年後の達成目標を位置づけ、国土強靱化5か年加速化対策などの予算を活用し、堆積土砂撤去については加速化対策前の予算額の約2倍、土砂災害対策については対策前の約1.5倍を投じて整備を進めており、強力かつ計画的に進めているところであります。

河川堆積土砂撤去についてでございますが、県管理河川全体で平成30年度末では約310万立米でしたが、撤去の取組を進めた結果、令和3年度末には約270万立米となりました。

今後の堆積土砂の発生量が一定で、現在と同等の予算規模が継続した場合、全ての堆積土砂を撤去するには約15年かかる予定であります。

次に、土砂災害対策についてでございますが、県内で土砂災害が発生するおそれがある区域内に立地する要配慮者利用施設及び避難所は843施設あり、このうち、令和3年度末時点で土砂災害防止施設により保全したのは304施設です。5年後にさらに36施設、合わせて340施設が保全されることを目標に事業を進めておりますが、残る503施設についても保全が必要であります。これらを保全するためには、現在と同等の予算規模で継続した場合でも、50年以上かかるということになります。

引き続き、必要な予算の確保に努めるとともに、効果的・効率的な事業執行に努めてまいります。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○**34番（長田隆尚）** 今、御答弁いただきましたが、河川の堆積土砂撤去で約15年、そしてもう一つのほうで約50年という今の答えでございました。

当然、新規の河川の土砂の堆積も見込まれますし、新しく急傾斜地の整備の要望等も上がってくると思われますので、県民のいのちを守る取組につき

ましては、公共事業についても、一般経費（非公共事業）と同様に、県民のいのちを守る取組、子どもの育ちや子育ての支援に資する取組及び観光振興の取組については、所要額要求することができるようにしないと、整備は進まないと思います。

当然、持続可能な財政運営の確保に向けて、経常的な支出の抑制と多様な財源確保に取り組むとともに、引き続き県債発行の平準化に努めていきますということも大切ですが、繰り返しになりますが、当初予算調製の基本方針には、まず、「令和5年度は防災・減災、県土の強靱化対策をはじめとした県民の命と暮らしを守るための取組をしっかりと進めつつ」とありますので、所要額要求することができるようにし、実質公債比率が令和2年度の12.7に比べ、令和3年度は12.0となるということですので、たとえ起債を行ってでも解消していくことができないのか、総務部長にお伺いしたいと思います。

○総務部長（高間伸夫） 県民のいのちを守る取組については、公共事業についても所要額要求できるようにすべきと考えるということに対しまして、お答えのほうをさせていただきます。

御指摘のとおり、県民の命を守る上で、防災・減災、県土の強靱化を進めるということは優先的に取り組むべき課題でありまして、これらを含む公共事業の重要性は十二分に認識しておりますのでございます。

ところが一方で、御存じのとおり公共事業につきましては、やっといこうと思うと県債の発行を伴いますことから、持続可能な財政運営を実現していくためには、公債費負担の年度間での偏りを減らして、財政の弾力性を維持することが非常に重要だと考えておりまして、御紹介がありましたとおり、実質公債比率であれば12.7%から12%となるなど、財政指標についても少しずつ改善はしてきておるところでございますが、引き続きこれからもやはり県債発行の平準化には努める必要があるのかなと思っております。

さはさりながら、公共事業についてはそういったこともありまして、前年度同様の100%シーリングというような形にはしておりますけれども、県民

の安全・安心を確保するため真に必要と考える取組については、優先度を高めるとともに、交付税措置置率が高い起債というのがありますので、そういった有利な起債も活用しながら、財政運営の持続可能性に十分配慮しながら、しっかりと予算措置をしていきたいと考えております。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） ありがとうございます。

今、河川の堆積土砂のお話もさせていただきました。よく河川の堆積土砂といますと、川が氾濫すると捉えられると思いますが、実は、堆積土砂を取る段階で、河川に生えておる流木を切るということも一緒にやっていくことができます。それと、地域によりますが、実は河川に木が生えておることによってそこに鹿が住む、そういうことによる獣害というのが発生しているのも事実でございます。

ですから、トータルコスト的に見ますと、河川の土砂を撤去し、流木を撤去することによって、河川の流量を確保するだけではなくて、獣害対策もできる、そういうような観点の中からも、できるだけ進めていただければなと思っております。

先ほど、みえ元気プランの「災害に強い県土づくり」のK P I（重要業績評価指標）には、河川の流れを阻害する堆積土砂の堆積量のほかに、要配慮者利用施設および避難所を保全する施設の整備率、市町ハザードマップへの高潮浸水想定区域情報の掲載率、大規模地域でも壊れない補強された橋の割合、被災箇所を早期発見し、初動を迅速化する体制の構築、橋梁の修繕完工率があります。

この中で、先ほどもございましたが、公共事業の予算に関するものは何かと聞きましたところ、今の項目全てが実は公共事業であるということで、我々からしますと、その中の例えばハザードマップへの掲載率なんかは公共事業ではないのかなと思っておりましたら、これも公共事業ということでございました。先ほどの答弁にもありましたように、要配慮者施設につきましても、8年度の目標は63%にしかまだ減らないという状況でございます。

先ほどのこの表にもございますが、（パネルを示す）そもそもこの一番上に重点施策枠というのがあるんですが、ぱっと見ると全ての重点施策が重点施策枠に入るのかなと思いますと、ここに入るのはソフト対策の事業であるということです。所要額が要求できるのに、公共事業については、この上には「県民のいのちを守る取組」とありますが、ここには「県民のいのちを守る取組」は書いてございません。この中でやりくりをするというのでは、なかなか堆積土砂、あるいは急傾斜地の対策は進まないと思っております。

例えば、県所有の土地が急傾斜地にあり、しかもそこがレッドゾーンにあるにもかかわらず、なかなか整備が進まない場所もあります。災害が起こってからというよりは、起こる前に整備しておいたほうが、トータル費用が少なくなるのではないかなと思いますので、先ほど有利な起債もある、検討するというところでございましたが、ぜひとも防災・減災、県土の強靱化対策をはじめとした県民のいのちと暮らしを守るための取組をしっかりと進めていただけるような予算にしていっていただければなと思います。

冒頭、会派の中で強靱な方もおれば、しなやかな方もおるという話を申し上げましたが、実は草莽会派、非常に読書家な方がたくさんおられます。一般質問をするのに、今回、私も数冊、読ませていただきましたが、非常にたくさんの方が本を読みながら質問されるというのが、また、うちの草莽会派の特徴であるということを最後に申し上げて、質問のほうを終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（藤田宜三） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（藤田宜三） お諮りいたします。明15日から18日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、明15日から18日までは休会とすることに決定いたしました。

10月19日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○副議長（藤田宜三） 本日はこれをもって散会いたします。

午後2時40分散会